

修正履歴有 Ver.



# 寒川町立小・中学校適正化等基本計画 策定に関する報告書 (素案)

2023年 月

寒川町立小・中学校適正化等検討委員会

令和5年2月14日学校適正化等検討委員会資料



## 寒川町立小・中学校適正化等基本計画の検討に関する報告

寒川町立小・中学校の適正規模・適正配置等の検討については、「公共施設等の老朽化・更新財源問題」への対応と、人口減少・少子高齢化社会に見合った「公共施設等の最適配置」を図ることで、「財政破綻を回避」することを大命題とし、2021年3月に策定された「寒川町公共施設再編計画」での学校教育施設に係る結論を前提に進められることとなりました。

具体的には、「現状の小中学校8校から、将来は6校への再編が適正と考えられる。」との結論を受け、「寒川町立小・中学校適正化等検討委員会」が設置され、2021年11月から検討を進めてきたところです。

一方、従来から町教育委員会においては、「よく学び、よく遊び、よく生きる」を教育の基本理念として教育活動が展開されてきました。

ここには、「『学び』と『遊び』の充実により、豊かな自己を生涯にわたって育てるここと(=自立)と人と人のつながりを育むこと(=共生)の双方が同時に高められることを『よく生きる』」ととらえる、との想いが込められており、まさに教育の神髄をとらえたものと考えます。

こうした中、文部科学省の有識者会議の最終報告においては、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」ということで、「ポストコロナ時代における学校施設という実空間の役割」や「学びのスタイルの変容への対応」などが報告されています。

これらの点については、「寒川町立小・中学校適正化等基本方針」の策定以降に開催した地域懇談会においても、今回の町立小・中学校の適正規模・適正配置のほか、「寒川町のめざす教育を具現化するための学校施設」のハード的な内容(イメージ)として、最も重要視されたものとなりました。

以上のことを踏まえて、2022年度に入り11回の検討委員会及びこれに前後して12回の検討委員会作業部会において細かな検討や協議を深めてきましたが、ここで出す結論は、現状の8校から6校への再編をする上での再配置場所を示す、あくまでも「大枠での結論」に過ぎません。

また、このたびの検討委員会として出す結論は、その前提としている「人口推計」及び「財政推計」に基づく「財政シミュレーション」が、今後2024年に予定されている公共施設再編計画の改定作業時に最新の内容に見直される予定であり、現時点の情報では確定的な結論を出すことは困難であることから、一つの案に絞るのではなく、二つの案を併記する形に留めていますが、最終的な結論を出すにあたっては、最新の人口推計、財政推計等に基づいて判断していただくようお願いいたします。

今後、町立小・中学校のソフト面・ハード面での具体的な検討に入していくことと思われますが、この報告書が最大限活かされることで、「寒川町の教育理念」、「めざす子ども像（さむかわっ子）」実現の一助となるとともに、取りまとめにあたっての過程や主旨・内容を十分理解されたうえで、地域の拠点としての役割も併せ持つ学校として、ストックの総量を考える上での複合化・多機能化のほか、各学校（拠点）が備えるべき機能や、必ずしも各学校単位ではなく、一つのエリアとして備える機能など、寒川町全体の公共施設の最適配置に向けた今後の具体的な検討・取組にもつなげていただければ幸いです。

このたびの報告書は、人口減少、少子高齢化が進行する中で、「町税収入の減少と社会保障費の増加」により、町の財政が今後さらに厳しくなることを前提にまとめたものとなります。

こうした中で、未来の魅力ある寒川町の学校をいかに創っていくかについては、保護者や地域、児童・生徒や教職員の皆さんなど、町立学校に関わる方々のご理解とご協力が不可欠です。

最後にそれをお願いし、「寒川町立小・中学校適正化等基本計画」の検討としての結びといたします。

2023年〇月〇日

寒川町立小・中学校適正化等検討委員会

委員長 山崎俊裕

## 目次

<b>I 学校適正化等の必要性と基本計画の考え方</b>	
<b>1 学校再編の必要性と多くの課題</b>	
(1) 学校再編の必要性	1
(2) 児童・生徒の減少による課題と影響	2
(3) 施設の老朽化（建築年数）	3
(4) 本町の財政の今後の見通し	6
<b>2 関連する計画との関係</b>	7
<b>3 計画の取組期間</b>	8
<b>II 寒川町がめざす教育</b>	
<b>1 教育振興基本計画にみる寒川町教育の基本理念</b>	9
(1) 寒川町教育振興基本計画の策定経過	9
(2) 寒川町の教育の基本理念の趣旨	9
(3) めざす子ども像（さむかわっ子）	10
<b>2 寒川の教育課題を踏まえためざすべき教育の姿</b>	11
<b>III よりよい教育環境づくりのために</b>	
<b>1 寒川町がめざす学校規模</b>	13
(1) 適正な学校規模（3視点）	13
(2) 寒川町がめざす学校規模（小学校、中学校）	14
<b>2 寒川町がめざす学校の新たな「かたち」づくり</b>	
～魅力ある学校づくりをめざして～	
(1) 小中一貫教育について	15
(2) コミュニティ・スクールについて	18
(3) 少人数教育について	20
<b>3 望ましい教育環境の考え方</b>	
(1) 適正な配置バランス	21
(2) 通学時の距離と安全性	21
(3) 校舎の安全等	22
<b>6 配慮事項</b>	
(1) 児童生徒への配慮	24
(2) 地域への配慮	24
<b>IV 再配置案の検討経過</b>	
<b>1 学校配置候補案の検討</b>	
(1) 配置に係る基本要件	25
<b>2 第1段階の学校配置案の検討</b>	25

(1) 比較検討の3つの視点	26
(2) 第2段階の比較検討の総括	27
<b>3 第2段階の学校配置案の検討</b>	
(1) 比較検討の6項目	30
(2) 第2段階の比較検討の総括	32
<b>V 2つの再配置候補案の選定</b>	
<b>1 2案の選定</b>	40
<b>2 再配置案検討に関わる意見</b>	41
(1) 通学距離について	41
(2) 通学路の安全性について	42
(3) 学校施設・設備の充実について	43
<b>3 再配置4案の検討</b>	43
(1) 各パターンに共通する事項	43
(2) パターンごとの項目	44
<b>4 最終配置候補2案について</b>	
(1) 最終配置候補案の選定	44
(2) 最終配置候補案の概要	45
<b>3 全体の再編スケジュール</b>	
(1) B案	47
(2) D案	49
<b>VI 今後の検討及び配慮事項</b>	
<b>1 新しい学校のかたちの具体的な検討</b>	
(1) 小中一貫教育	51
(2) コミュニティ・スクール（学校運営協議会）	51
(3) 少人数教育	52
<b>2 再編整備推進に関わる検討及び配慮</b>	
(1) 通学時の安全	52
(2) 児童生徒への配慮事項	52
(3) 地域への配慮事項	53
(4) 伝統の継承	53
(5) 跡地利用の検討	53
(6) 教育に特化した基金の設立	53
<b>3 新しい学び舎の具体的検討</b>	
(1) 新しい時代の学び舎のイメージ	54
(2) 学校再編の標準的なスケジュール	55
<b>資料一覧</b>	56

## I 学校適正化等の必要性と基本計画の考え方

### I 学校再編の必要性と多くの課題

#### (1) 学校再編の必要性

寒川町では、「よく学び、よく遊び、よく生きる」を教育の基本理念とし、「めざす子ども像（さむかわっ子）として「時代を超えてめざすべきこと（不易）」と「時代に応じてめざすべきこと（流行）」を示しながら、寒川町ならではの教育活動を展開してきました。（9～11ページ参照）

こうした中、近年、人口減少や少子化を背景に、小・中学校において児童生徒数や学級数が減少する、いわゆる「学校の小規模化」が進行しています。これから本町の人口構成を見ても、少子高齢化及び「学校の小規模化」が進むことが予測されていることから、学習環境の基盤となる学校の適正規模・適正配置等を考え、教育環境を整備していくことは重要な課題となっています。

一方、町では、2016年に作成した「寒川町公共施設等白書」の中で、公共施設の現状や今後の人団推計、施設の更新に要する費用等を明らかにし、さらに、2017年には、40年後を見据えた公共施設等の在り方の基本方針を定めた「寒川町公共施設等総合管理計画」が、そして、2021年にはその実行プランである「寒川町公共施設再編計画」が策定されました。当該計画は「公共施設の老朽化対策」と「対策実施費用の資金調達」の両面から検討されたものとなっています。

本町が所有、管理する小・中学校や公民館等の公共施設や、庁舎等の公用施設の多くは、昭和40年代後半から昭和50年代にかけての「人口増加期」にその多くが整備されました。公共建築物の約6割が建築後30年以上経過して老朽化が進行し、今後、多くの施設で建替えなどの更新時期が一斉に到来します。

また、本町の人口は今後約40年で1万人以上減少し、特に15歳から64歳のいわゆる「働き世代」の方々が約1万人減少することによる「町税収入の減少」とともに、高齢化率が約24%（2015年時点）から約35%（2060年時点）へと上昇することで、医療や介護、福祉などの経費である「社会保障費の増加」も予測されています。

こうした「町税収入の減少と社会保障費の増加」により、町の財政はさらに厳しくなると予測されており、「町税の減収と少子化」を念頭に公共施設の統廃合・複合化を進めることとされました。

また、本町保有の公共施設のうち、約6割を学校教育施設が占め、建替え等に多額の費用を要することから、少子高齢・人口減少社会に見合った公共施設配置

に向けて、学校教育施設の再編や公共施設の統合・複合化、既存建物の長寿命化などにより、「財政負担の軽減」を図ることとされました。

### 【寒川町公共施設再編計画における学校教育施設に係る結論】

- ➡現状の小中学校8校から、将来は6校への再編が適正と考えられる。
- ➡具体的な再編手法については、2021年以降に検討組織を設置し、ソフト面（=教育面）、ハード面（=物理面）、財源面等を踏まえ、おおよそ2年程度の間に結論を出す。
- ➡学校の8校から6校への再編後、2校分の敷地を売却することで、第2期再編計画（2037年以降）へ財源を残すことができると想定。

上記の「公共施設再編計画における学校教育施設に係る結論」を踏まえ、2021年11月に「寒川町立小・中学校適正化等検討委員会（以下、「検討委員会」という。）」が設置され、町立小・中学校の適正規模・適正配置等に係る検討が進められてきました。

このように、このたびの町立小・中学校の適正規模・適正配置等に係る検討については、本町全体の公共施設の再編の一環として行われているものであり、上記の「公共施設再編計画における学校教育施設に係る結論」を大前提としています。

## （2）児童・生徒の減少による課題と影響

### ① 学校を取り巻く課題

#### ア 児童生徒数、学級数の推移



町立小学校の児童数は2025年度から徐々に減少傾向に転じ、2040年度には2,053人（2021年度比約20%減少）に、2045年度には1,989人となって、2021年度現在と比較して587人（約23%）減少する見込みとなっています。また、町立中学校の生徒数は2032年度から徐々に減少傾向に転じ、2040年度には1,033人（2021年度比約18%減少）に、2044年度には995人となって、2021年度現在と比較して265人（約21%）減少する見込みとなっています。

このように本町における児童生徒数を推計全体でみれば、児童数は2025年度から、生徒数は2032年度から減少傾向となります。

また、2060年における学級数については、2021年との比較において、約20%減となる予定であります。特に北部地域より南部地域において学級数が減少する傾向が見られます。児童生徒が幅広い人間関係の中で、多様な経験を通して、互いの関係性の中で成長できる環境を整えるため、クラス替えができる学校規模が望ましいことや、授業だけでなく学校行事や部活動等の様々な教育活動で得られる達成感や社会性は人格形成にとって重要であることから、児童生徒のニーズに応じた多様な教育活動が可能となる学校規模とすることが望ましいと考えております。

しかしながら、今後、児童・生徒数の減少による学校の小規模化が進むことが予測されます。学校の小規模化が進むことによって、教育上の様々なデメリットがあると指摘されており、原則として国が示す標準として一定の学級数を確保する必要があります。また、大規模校になることも避けなければなりません。

## ② 学校が小規模化することによる影響

小・中学校における義務教育の9年間は、人格を形成する上で大切な時期であることから、児童生徒が学力だけでなく、コミュニケーション能力や多様な価値観、社会性、豊かな人間性などをバランスよく身に付けることが重要です。

現状の学校配置を維持した場合の学校規模の推移については、次ページの表のとおり、2030年以降継続的に寒川中学校は1学年2学級以下の学年に、2060年に一之宮小学校が単学級になり、標準規模が維持できない状況となることが予想されます。

「学校の小規模化」が進むと、教員の目が一人ひとりに行き届きやすいなどの良い面がありますが、**クラス替えができなかったり、少ない学級数となると人間関係が固定しやすく、子ども同士の幅広い交流や多様な意見に触れる機会が少なくなるなどの様々な課題も指摘されています。**

また、学校行事や部活動といった集団的・協働的な学びにも支障が出てくるとともに、教職員にとっては、授業以外の「校務」と呼ばれる業務については教職員の数に関わらず一定の業務量があることから、本来最も大切にすべき児童生徒一人ひとりに向き合うための時間が十分に取れなくなり、寒川町がめざす教育や、めざす子ども像(さむかわっ子)の実現を図ることができなくなってしまいます。

町内小・中学校の学級数の推移

年度 学校名	2000	2010	2021	2030	2040	2050	2060
寒川小学校	18	20	18	15	15	12	12
一之宮小学校	16	14	12	11	12	12	6
旭小学校	24	19	21	19	18	18	22
小谷小学校	14	14	16	17	12	12	12
南小学校	17	17	18	18	18	18	18
小学校計	89	84	85	80	75	72	70
寒川中学校	12	9	9	7	6	6	6
旭が丘中学校	16	15	15	16	13	12	15
寒川東中学校	15	13	11	12	9	9	9
中学校計	43	37	35	35	28	27	30
合計	132	121	120	115	103	99	100

\*「町総合計画 2040 基本構想による人口推計データ」を基に作成

### (3) 施設の老朽化（建築年数）

学校施設については、厳しい財政状況の中で、老朽化対策、安全確保及び機能充実等を図るため、児童生徒数に合わせた施設の適正化など、効率的かつ効果的な維持管理が求められています。さらに、動きの速い社会変化に合わせて教育内容や方法等の改善や進歩を図る必要があり、時代にふさわしい教育環境の整備が求められています。

本町の学校施設の老朽化の状況としては、町立小・中学校8校のうち、建築後50年を経過した校舎棟を保有する学校は3校、建築後40年では6校となっており、老朽化が著しい状況となっています。多くの学校の校舎棟は、児童生徒の急増の際に増築されるなど、一体の建物であっても建築年次が異なっており、耐震補強済みの旧耐震基準の建物と新耐震基準の建物が混在している学校も数多く存在します。多くの学校の校舎棟は老朽化が進み、老朽化施設が年々増加しつつあります。学校施設の老朽化解消の対策として、改築や長寿命化改修ではなく、各学校の更新時期等を踏まえながら、新しい学び舎の実現に向けて更新（建替え）していくことが望ましい状況です。

表) 教育施設

\*「寒川町公共施設再編計画」より抜粋

施設名称	建物	構造	経過年数 2021年 4月1日現在	法定 耐用 年数	使用目 標年数 ※1	劣化度 ※2
寒川小学校	南棟	RC造3階建	52	47	60	低
	北棟	RC造3階建	46	47	60	低
	給食棟	RC造3階建	34	41	※3	低
	体育館	鉄骨造2階建	51	34	60	低
一之宮小学校	南棟	RC造3階建	40	47	60	中
	北棟	RC造3階建	55	47	60	高
	給食棟	RC造3階建	42	41	※3	低
	体育館	鉄骨造2階建	31	34	60	中
旭小学校	南棟A	RC造3階建	55	47	80	低
	南棟B	RC造3階建	51	47	80	高
	北棟	RC造3階建	45	47	80	低
	給食棟	鉄骨造1階建	44	31	※3	低
	体育館	鉄骨造2階建	30	34	60	低
小谷小学校	管理棟	RC造4階建	41	47	60	低
	教室棟	RC造4階建	41	47	60	低
	体育館	鉄骨造2階建	41	34	60	低
南小学校	管理棟	RC造3階建	27	47	60	低
	教室棟	RC造3階建	27	47	60	中
	体育館	RC造3階建	27	47	60	低
寒川中学校	南棟	RC造4階建	42	47	60	中
	北棟	RC造4階建	43	47	60	低
	技術棟	RC造2階建	43	47	※4	高
	体育館	鉄骨造2階建	22	34	60	低
旭が丘中学校	南棟A	RC造3階建	47	47	60	低
	南棟B	RC造3階建	40	47	80	中
	北棟	RC造4階建	49	47	60	中
	技術棟	鉄骨造1階建	49	34	60	低
	体育館	鉄骨造2階建	47	34	60	低
寒川東中学校	南棟	RC造5階建	32	47	60	中
	北棟	RC造3階建	32	47	60	高
	体育館	RC造3階建	32	47	60	低

※1 使用目標年数とは、「法定耐用年数(=税法上の使用可能な見積期間)」とは異なり「今後施設を使用する期間を表す年数」のことで、建物ごとの建築後経過年数、建物の状態、構造により次のとおり定めることとします。

・鉄筋コンクリート造=60年から80年(鉄筋鉄骨造含む)建物の状態により、60年から80年の間で設定します。圧縮強度調査結果により、「80年使用のために長寿命化対策を実施することが、経済合理性が高い場合は80年」、「経済合理性が低い場合は60年」と設定します。

- ・鉄骨造=40年から60年鉄骨造の建物は、鉄筋コンクリート造の建物と診断箇所が異なり、主に「躯体である鉄骨の腐食状態」が年数を設定する上での判断材料となります。2017年度(平成29年度)に実施した目視・打診を中心とした公共建築物劣化診断調査において、鉄骨造の建物は劣化の進行が進んでいないため、腐食状態の診断は未実施です。そこで、本計画においては、使用目標年数を60年と設定し、今後の施設状態により詳細な診断を行った上で、本計画見直しの段階で使用目標年数も見直しすることとします。
- ※2 2016年度に「寒川町公共施設等総合管理計画」を策定した後、個別施設の状態に応じた対応策を検討するにあたり、2017年度に公共建築物劣化診断調査を実施し、町保有の公共建築物に対して、専門家による「目視・打診・触視」調査を行い、建物ごとの劣化度を数値化しました。
- ※3 学校給食センターの整備が決定しているため、使用目標年数は設定ありません。
- ※4 生徒数減少により現在未使用であり、今後の学校再編の議論の中で解体時期も含めて検討します。

#### (4) 本町の財政の今後の見通し

本町は、周りを大きな市に囲まれている中で、小さな町ではあるものの近隣市と同水準の高い行政サービスが求められる状況もある中で、歳入面では、コロナ禍での多方面にわたる影響のほか、原油価格や生活基盤となる光熱水費や食料品なども含めた物価の高騰などにより、先行き不透明な地域経済環境のもとで、現行の行財政制度のもとでは一般財源の増額等が見込まれない状況です。

一方、歳出面では、社会保障関連経費等の義務的経費は右肩上がりを続けており、また、公共施設の適切な維持補修や道路補修をはじめとした町民にとって欠かすことのできない社会インフラ整備費に加え、学校への空調機の設置やGIGAスクールによる児童生徒一人ひとりへのタブレット端末の導入費など、新たな行政需要や町の将来を担う若い世代への支援を積極的に行うとともに、「持続可能なまち」の実現に向けた将来投資となる、田端西地区まちづくりへの投資などに係る公債費の増加など、必要な手立てを一步先んじて打ち続けていく中では、今後も引き続き厳しい財政状況が続くことが予測されています。

しかしながら、本町は、普通地方交付税の不交付団体であることから、上記のような影響に係る財源不足を地方交付税で補填されることもなく、町民から寄せられる行政ニーズのほとんどは、町の自主財源(町税収入)によって負担しなければなりません。

なお、地方交付税制度については、全国どこの自治体であっても、住民が一定以上の平等な行政サービスを受けることができるよう、自治体ごとの差異を考慮して国が地方交付税として補填するのですが、算定にあたっては税収といった予算だけでなく、人口や面積などの規模やインフラ整備の度合いなどから算出されるものであり、実際の財政負担を表したものではありません。

今後については、「学校再編後の建替え等の費用の確保」をはじめ、「消防広域化による南北2カ所の消防拠点整備」や「公民館移転に向けての検討」、「地域集会所の方向性の検討」や「健康管理センター等の保険集約施設の集約」、「将来に向けた役場庁舎の建替えの検討」などのハード整備のほか、「GIGAスクール構想による一人一台に配付されているタブレット端末の更新」や「デジタル教科書の導入」、「これまでとは次元の異なる子育て支援」など、ソフト面での行政サービスの充実にも対応していく必要があります。

また、今後、新たにどのような行政需要が発生してもしっかりと対応しつつ、それぞれの現役世代がその後の次代を担う世代へと、責任をもって連綿と引き継いでいく必要があります。

こうしたことから、本町の財政は今後も厳しい状況が続くことが予測されている中ではありますが、2024年に予定されている公共施設再編計画の改定作業において、人口推計及び財政推計の変動の有無、すなわち見直しの必要性について、直近の状況や過去の経験等を踏まえながら確認し、その後の町政運営を的確に進めていく必要があります。(詳細については資料編「公共施設再編にあたっての財政上の課題」を参照)

#### 【本町の財政状況と今後の見通しから導き出される結論】

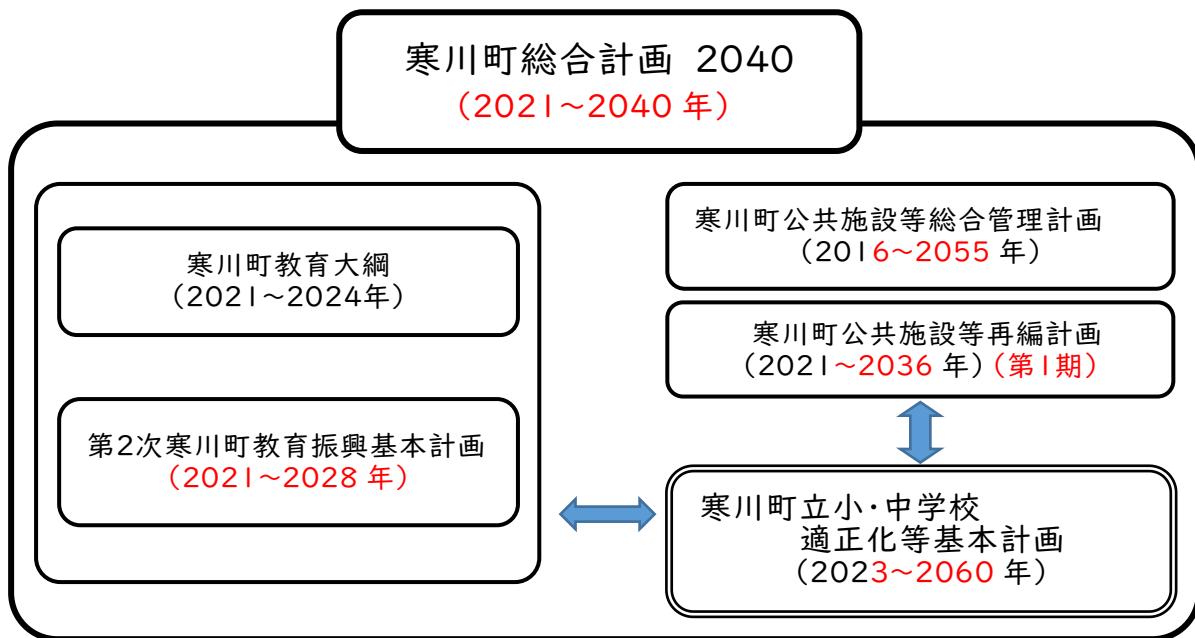
- ➡人口推計、財政推計の変動の有無の確認が不可欠。
- ➡将来の寒川の子どもたちにとって望ましい教育環境、特に「新しい時代の、新たな学び舎」を創造し、その後しっかりと育てていくためには、将来的に多額の経費が必要。

## 2 適正化等基本計画の位置づけと計画期間

これまで述べた諸課題に対応するため、学校適正化等の検討を進めることを目的に検討委員会を設置し、2022年6月に定めた「寒川町立小・中学校適正化等基本方針」に基づき、具体的な学校再編を中心に、寒川町のめざすべき教育環境について検討を進めてきました。

本適正化等基本計画は、公共施設再編計画16年間の基本方針に示されている取り組みの一つとして策定するものです。

## (1) 関連する計画との関係



## (2) 計画の取組期間

本計画での取組期間は、各校校舎の建替え工事開始までの準備期間を含め、  
2023年からスタートし、総合計画の実施計画や公共施設再編計画等と整合を  
図りながら適宜見直しを図りつつ、2060年を計画期間の終期とします。

なお、各校校舎の建替え工事は2026年から2045年までの期間で完了させること  
とし、既存の学校同士の合体校ではない学校的うち、使用年数の浅い体育館について  
は、2060年までに建替え工事を完了させることとします。

2023(R5) 2026(R8)	2045(R27)	2060(R42)
○学校適正化		
【校舎】建替え工事	【その他】建て替え工事	
○公共施設再編計画		
第1期計画期間 2021~2036	第2期計画期間 2037~2055	
2024 2028 2032 (4年毎の見直し)		
○総合計画		
計画期間 2021~2040	(仮)次期計画 2041~	

## II 寒川町がめざす教育

### | 教育振興基本計画にみる寒川町の教育の基本理念

#### (1) 寒川町教育振興基本計画の策定経過

国では、2006年12月に教育基本法が改正され、教育の目標において、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」という内容が新たに盛り込まれ、人間形成に求められる自立と共生の統一的な達成をめざして、これから日本社会のあるべき姿が示されました。

そして国は、改正教育基本法に基づいてめざすべき教育の方向性と具体的な目標を「教育振興基本計画」として示し、地方公共団体も同様の基本計画を定めるよう努めなければならないとされました。

こうした情勢を受け、寒川町として学校教育のさらなる充実と生涯学習の振興をめざし、教育全体の構想を新たにしていくこととし、2018年4月に、2018年度から2020年度までを第1次計画期間とし、自立と共生をめざして「よく学び、よく遊び、よく生きる」を基本理念とする「寒川町教育振興基本計画」を策定しました。

その後、2014年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴う、2015年度からの新しい教育委員会制度の導入や、教育振興のための目標や根本となる方針を示す「教育大綱」の策定を踏まえ、2016年7月には、「寒川町教育振興基本計画（改定版）」を策定しました。

さらに、2021年9月には、第1次計画期間の終了に伴い、改定版の検証のほか、社会状況の変化やそれに伴って同じタイミングで改定が行われた「寒川町教育大綱」の内容も踏まえながら、より効果的で効率的教育行政を進めていくため、これまでの第1次計画の基本理念を引き継ぎ、学校教育と社会教育を2本柱とした「第2次寒川町教育振興基本計画」を策定しました。

#### (2) 寒川町の教育の基本理念の趣旨

（第2次寒川町教育振興基本計画からの抜粋）

昔から、「よく学び、よく遊べ」と言われます。この言葉は、教育の神髄をついた大変意義深い言葉です。教育の目的は、人格の形成です。その人格は、「学び」と「遊び」を通して形成されます。

子どもの教育においては、「学び」を通して知識や技能を獲得し、人間として必要な基礎的学力をしっかりと身につけていくことが大切です。また、学校は、自己の学びを仲間の学びと重ね合い、つなげ合いながら、共に、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育んでいく場所です。

「遊び」は、小学校の時期では、心と体の両面の成長にとって、たいへん有効

です。遊ぶことを通して、ルールを作る必要、ルールを守る必要を学び、人間関係をつくり、高めていくことを学びます。また、「遊び」は、文化的活動、身体的活動でもありますから、確かな知恵、しなやかな体を育んでいきます。

中学生の時期では、「遊び」は、学級活動や行事、部活動に場を移し、友人たちとの葛藤を経ながらも、おおいなる感動体験、協同体験を蓄積させます。仲間とつながることが、生きる喜びに昇華し、達成感や成就感を蓄積させながら人生観、世界観を広げていきます。

「学び」と「遊び」の充実は、人と人のつながりを広げていくことにつながってこそ、意味があります。寒川町の教育では、「学び」と「遊び」の充実により、豊かな自己を生涯にわたって育てること(=自立)と人と人のつながりを育むこと(=共生)の双方が同時に高められることを「よく生きる」と、とらえています。

この「よく学び、よく遊び、よく生きる」の基本理念を踏まえ、学校教育と社会教育について基本目標を設定するとともに、この基本目標に沿って基本方針を設定し、寒川町教育委員会の基本計画を策定しました。

#### 寒川町の教育の基本理念

**「よく学び、よく遊び、よく生きる」**

～自立(豊かな自己を生涯にわたって育てること)

と共生(人ととのつながりを育むこと)をめざして～

#### (3) めざす子ども像(さむかわっ子)(学校教育の基本目標・基本方針)

**時代を超えてめざすべきこと【不易】 時代に応じてめざすべきこと【流行】**

**【不易】**自分の力で未来を切り拓いていけるよう、知(確かな学力)、徳(豊かな心)、体(健やかな心身)の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち

①確かな学力を身につけた児童生徒の育成

②豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成

③心身ともに健やかな児童生徒の育成

**【流行】**予測困難な時代にあって、情報技術の急速な進展に対応するとともに、多様化する世界を前に、互いの文化的違いや価値を受け入れ、尊重し、新たな関係性を創造することを目指す多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち

④外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成

⑤情報活用能力等を身につけた児童生徒の育成

第2次寒川町教育振興基本計画においては、不易として、①確かな学力を身につけた児童生徒の育成 ②豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成 ③心身ともに健やかな児童生徒の育成、流行として、④外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成 ⑤情報活用能力等を身につけた児童生徒の育成といった点を掲げております。

めざす子ども像の実現に迫るためには、これらの「不易」と「流行」を十分に見極めつつ、子どもたちの教育を進めていく必要があります。

寒川町の学校教育の特色であるグローバル教育においては、英語教育及び情報教育の施策を重点項目としています。具体的には、④外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成においては、外国人指導者(FLT)の充実により、質の高い外国語授業の展開と学校生活全般における外国語を使用する生活体験を創出します。各校に常駐配置された FLT による、授業及び授業外での活動を通して、英語に触れる機会を設けて、コミュニケーション能力を高めることができます。

また、⑤情報活用能力等を身につけた児童生徒の育成においては、情報モラルを含む、コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達できる力を育む教育を進めます。令和の日本型教育で求められている「協働的な学び」と「個別最適な学び」の実現を図るために、ICT 機器を効果的に活用することが必要不可欠であり、GIGA スクール構想において導入された一人一台タブレット端末の児童・生徒への貸与により、授業の中で効果的に活用できるよう取り組んでいます。さらに、タブレット端末の効果的な活用を推進するために、大型モニターや [ネットワークのための周辺機器等](#)についても整備を行い、児童・生徒の資質・能力を育成していきます。

## 2 寒川の教育課題を踏まえめざすべき教育の姿

「I 教育振興基本計画にみる寒川町の教育の基本理念」を踏まえ、町立学校が将来、小規模化することに伴い発生する様々な課題を解消するとともに、本町がめざす教育の実現に向けた一方策として、学校の適正規模・適正配置等の基本的な考え方を示すとともに、その後の学校適正化等の基本的な計画づくりのための指針を検討委員会において取りまとめ、2022年6月に「寒川町立小・中学校適正化等基本方針」として策定しました。

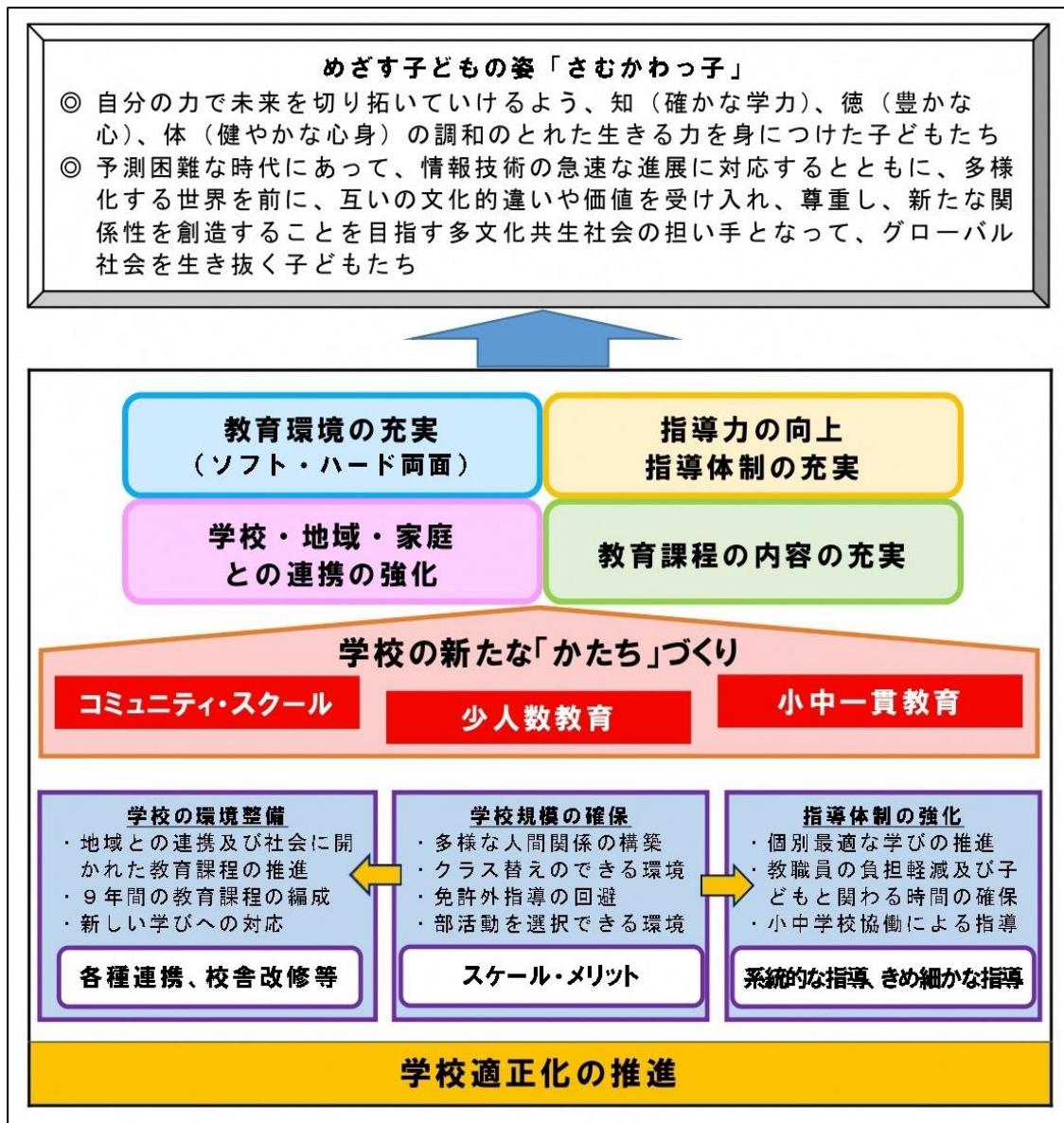
国や県での傾向と同様に寒川町においても、「中1ギャップ」と言われる中学校入学後、不登校児童・生徒数の増加傾向が見られることや、全国学力・学習状況調査の結果から、小・中学校ともに、記述式問題(書く活動)を苦手としている傾向が見られるなど共通した課題が見られています。また、今後少子高齢化により社会は激しく変化し、人口減少の課題も深刻化しつつあり、地域学校と地域の関係性が希薄とな

る可能性が指摘されています。

このような課題を解決するために、学校の新たな「かたち」づくりで示されている、児童生徒の9年間の成長を支える「小中一貫教育」の導入、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりにつながる「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の推進、教職員の負担軽減、教職員が多様な子どもたちに関わる時間の確保及び個別最適な学びの推進に向けた指導体制の強化としての「少人数教育」を推進し、より豊かな教育環境を実現する必要性があります。

寒川町がめざすべき子ども像に迫れるよう、町グローバル事業の実現とともに、学校の新たな「かたち」づくりの3つの取組の推進を図り、児童・生徒の資質・能力の育成を図っていきます。

### 【寒川町における学校適正化を契機とした教育のあり方（構造図）】



### III より良い教育環境づくりのために

学校は、児童生徒の確かな学力、豊かな心、そして健やかな体を育む教育の基礎となるものであり、子ども同士が豊かな人間関係を築き、社会性を身に付ける場でもあります。

また、児童生徒が集団の中で、多様な考え方につれ、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では、一定の児童生徒数が確保されていることが望ましいと考えられます。

そこで、基本方針では、「将来の寒川の子どもたちにとって、めざすべき望ましい教育環境づくりを行う。」とし、多様な教育活動を展開しやすい学校規模を「適正規模」と定め、学校再編の基本的な考え方としました。さらに、2021年10月に実施したアンケート等で寄せられた保護者、地域住民、教職員の意見を参考にし、本町がめざす学校規模について、次の3つの視点により整理しました。

#### I 寒川町がめざす学校規模

##### (1) 適正な学校規模(3つの視点)

###### ① 社会性等を育む視点

ア 児童生徒が幅広い人間関係の中での多様な経験を通して、互いの関係性の中で成長できる環境を整えるため、少なくともクラス替えができる学校規模が望ましい

イ 授業はもちろん、学校行事や部活動等の様々な教育活動で得られる達成感や社会性は人格形成にとって重要であることから、児童生徒のニーズに応じた多様な教育活動が可能となる学校規模とする。とくに、中学校においては、卒業後に様々な環境の下で新たな人間関係を築いていくことになり、より多くの人と関わることが重要であるため、将来そうした環境に円滑に適応できるよう、各学年の人数・学級数が小学校よりも多い方が望ましい。

###### ② 指導体制を充実する視点

ア 児童生徒の習熟度に応じたきめ細かな指導ができるように、教員同士が相互に十分な意見交換ができるなど、指導方法の工夫や改善に組織的に取り組むことができる教員数の配置が可能となる学校規模が望ましい。

イ 主に学級担任制を行う小学校については、同学年の学級間で、教員同士が学習指導等について組織的に相談、研究、協力などができる、授業の

質の確保ができるように、少なくとも各学年2学級以上の学校規模が望ましい。

ウ 教科担任制を行う中学校については、小規模（例. 各学年2学級で計6学級の学校）の学校の場合、規模に応じて教員配置数も少なくなることから、複数の教科を1名の教員で担当することや、教員免許を持たない教科を指導する「免許外指導」、1名の教員が全ての学年を指導することによる教材準備の負担増、受け持つ授業時間数が極端に多くなってしまう教員などが生じることにより、授業の質が相対的に低下する可能性がある。そのため、中学校については、各教科に常勤の教員を配置でき、かつ、授業時数の多い教科（国語・社会・数学・理科・英語）に複数教員の配置が可能となる、少なくとも各学年3学級以上の学校規模が望ましい。

#### 中学校における学校規模別教科ごとの教員配置数（例）

区分		国語	社会	数学	理科	技術	家庭	美術	音楽	保育	英語	合計
各学年 2学級 計6学級	教員数 (人)	1	1	2	2※ <sup>2</sup>		1	1	1	2	11	
	総時数 ※1 (時間)	22	20	22	22+5		5+6.6	6.6	18	24	151.2	
各学年 3学級 計9学級	教員数 (人)	2	2	2	2	1	1	1	1	2	15	
	総時数 (時間)	33	30	33	33	7.5	7.5	9.9	9.9	27	36	226.8

※1 各教科の全学級（3学年）の週あたりの授業時間数を合計した数値のこと。

※2 理科の時数が1人の教員で担当するには多く、技術科担当教員の配置がないため、2人の理科教員が免許外指導として、技術科の授業も担当していることを表している。

### ③ 学校を運営する視点

教員が児童生徒と向き合う時間をできる限り確保できるように、一定の教員数を確保し、校務を分担することで教員一人が担う負担を軽減するとともに、教員が出張や研修で学校を不在の場合でも、代わりの教員による授業が組みやすいように、少なくとも各学年2学級以上の学校規模が望ましい。

#### (2) 寒川町がめざす学校規模（小学校、中学校）

学校教育法施行規則及び文部科学省作成の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」並びにアンケートや検討委員会からの意見等を踏まえ、次ページのとおり本町における学校規模の基準を設定しました。

- 小学校  
　　クラス替えが可能となる各学年2学級以上
- 中学校  
　　クラス替えが可能であり、かつ、免許外指導を生じさせることなく、国語・社会・数学・理科・英語に複数教員が配置できる各学年3学級以上

## 2 寒川町がめざす学校の新たな「かたち」づくり～魅力ある学校づくりをめざして～

### (1) 小中一貫教育について

#### ① 子どもの育ちと学びの連続性をつくる（導入の必要性）

国や県内での傾向と同様に、寒川町においても、「中1ギャップ」と言われる中学校入学後に、新しい環境での学習や生活に不適応を起こすことで、不登校となる児童・生徒数の増加傾向が見られています。

また、全国学力・学習状況調査の結果からは、ここ数年記述式問題（書く活動）を苦手としている傾向が見られ、本町の小・中学校ともに共通した課題が見られています。

文部科学省「小中一貫教育等についての実態調査」において、小中一貫教育を導入により期待される効果として、「中1ギャップ」の緩和（不登校、いじめ等の減少、児童・生徒指導上の問題・負担の減少）のほか、中学校への進学に不安を覚える児童の減少、自己肯定感・自己有用感・学習意欲の向上、授業の理解度の向上、学習習慣の定着、小・中学校教職員間で互いのよさを取り入れることによる協力意識の向上等が挙げられています。

町教育委員会としては、このような課題を改善し、期待される効果を発揮していくためには、これまで取り組んできた小中連携を一步進め、小・中学校の9年間を通して、めざす子ども像の共有と、9年間を見通したカリキュラムの編成を行い、子どもの育ちと学びの連続性を取り入れた小中一貫教育の導入を図る必要性があると考えます。

#### ② 寒川町がめざす小中一貫教育について

小中一貫教育には、小中一貫教育の基本形として、一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で教育を行う形態（義務教育学校）と、組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態（小中一貫型小・中学校）の2つがあります。施設形態としては、施設一体型、施設併設型、施設分離型の違いがあります。

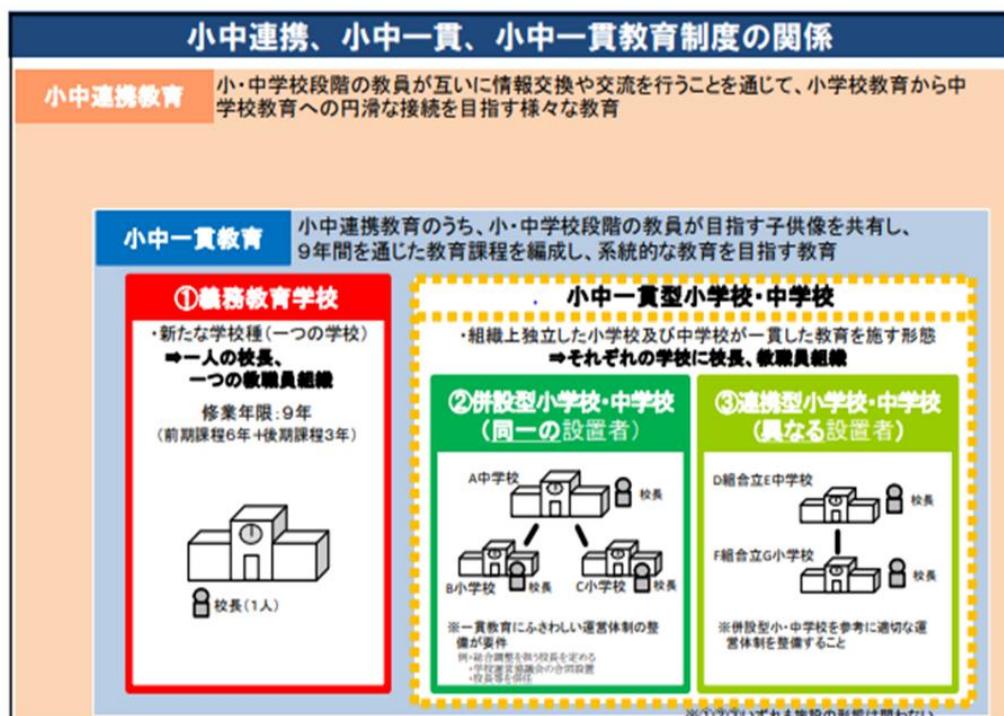
## ア 義務教育学校

「義務教育学校」は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校です。

心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされています。

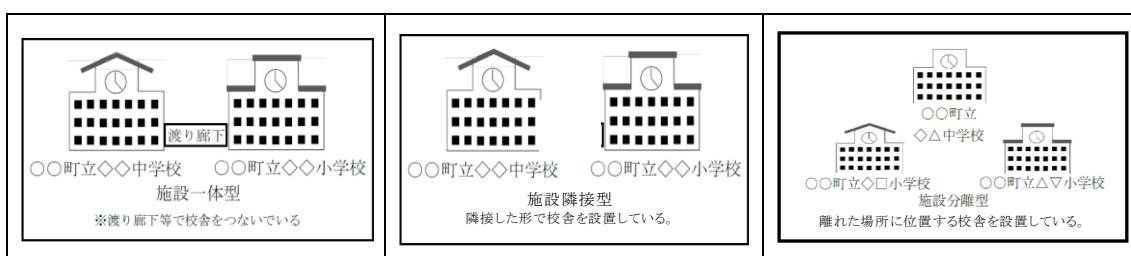
## イ 併設型小・中学校

「併設型小・中学校は」、既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校です。



(文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」

平成28年12月26日より抜粋)



(岡山県教育庁義務教育課「小中一貫教育に関する資料」より抜粋)

### ●併設型小・中一貫教育の特徴

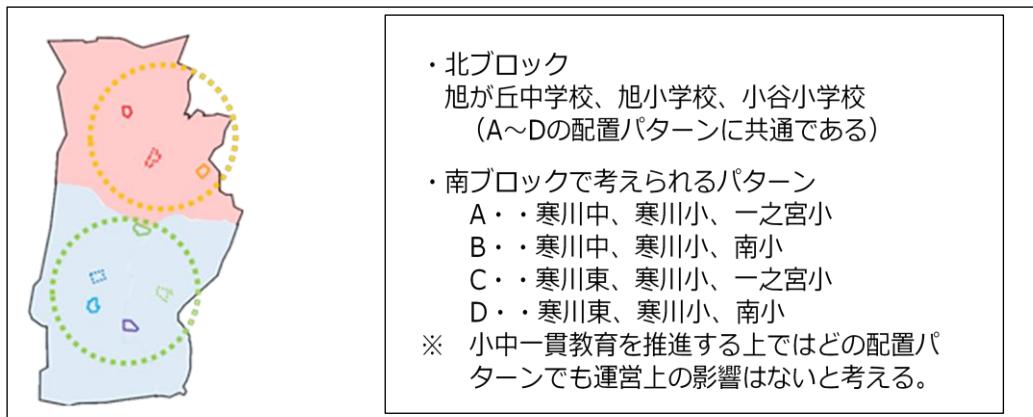
施設一体型	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一校舎内に児童・生徒の教室があり、組織・運営一体の教育を実施します。</li> <li>学校施設は、新規の建設や既存の施設を改築・新築することが必要となります。</li> <li>施設の共有化は、小中の連携を高める上で大きな効果が見込めます。</li> </ul>
施設隣接型	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接する小・中学校において、カリキュラムや教育目標に一貫性を持たせ、学校行事等を合同で実施することができます。</li> <li>施設は既存のものを活用する場合と改築する場合とがあります。</li> <li>学校間に連絡通路を敷設したりして、児童生徒や教職員の行き来がしやすくなります。</li> </ul>
施設分離型	<ul style="list-style-type: none"> <li>離れた場所に位置する小中学校において、カリキュラムや教育目標に一貫性を持たせ、互いに連携を図りながら教育活動を実施します。</li> <li>既存の施設を利用するので、小中一貫教育に取りかかりやすいタイプです。</li> </ul>

上記のように、それぞれの施設形態において、様々なメリットやデメリットがあります。どの施設形態においても、9年間を見据えた教育課程を編成しますが、施設分離型においては施設が分離していることから、小学校6年間、中学校3年間で区切りを設けて教育活動を展開することが可能であるため、小学校段階において最上級生として、成長を促す指導ができるメリットがあることや、既存の学校の位置を基本として検討を進めており、財政面を考慮すると新たな用地取得が難しく施設一体型での小中一貫教育を行うことが難しいことなどから、寒川町においては、小・中学校の敷地が別々で離れている施設分離型による小中一貫教育を展開することがふさわしいと考えます。

### ③ ブロックの区分けについて

各学校の配置については、適正化後においては6校（小学校2校、中学校4校）となります。そのため、2つの小学校と1つの中学校でブロックを構成し、北ブロック（北側地域）と南ブロック（南側地域）の2つに分けることとします。

それぞれ2小1中のブロックによる連携体制を構築し、施設分離型の小中一貫教育の推進を図っていきます。北ブロックにおいては、旭が丘中学校、旭小学校、小谷小学校による学校配置となります。南ブロックにおいては、A～Dの4パターンが考えられますが、どの配置パターンでも小中一貫教育の運営上の差はないと考えます。



#### ④ 今後の方針について ~めざすべき小中一貫教育の姿~

先進自治体の施設分離型の事例としては、外国語教育に力を入れるため、小・中学校の9年間を通したカリキュラムを作成し、中学校教員が小学校へ出向いて授業を行い、小学校教員と協力をして授業構成を考えたり、一緒に授業を行ったりするなど中学校教員の教科の専門性を生かした教育活動を開催している事例や、GIGAスクール構想で求められている情報活用能力の育成モデルを小・中学校で共有し、9年間の系統性を持たせながら情報活用能力の育成をめざす取組みを行っている事例が見られます。

小中一貫教育を導入することによって、このような特色ある教育活動を開くことができます。この点については、寒川町の特色のひとつであるグローバル教育を推進する上で大いに参考となる事例の一つと考えられます。具体的な内容については、今後検討が必要ではありますが、寒川町として独自性を生かした特色ある教育活動の展開が可能となります。

##### 【特色ある教育活動の一例として】

・小中一貫教育を導入することにより、9年間を通じてめざすべき子どもたちの姿を共有することができるだけでなく、各校種において系統的な指導を行うことが可能となる。例えば、町グローバル教育で推進している、英語教育及び情報教育について重点的に取り組むことができるなど、豊かで創造性のあふれる教育活動を開くことが可能である。

#### (2) コミュニティ・スクールについて

##### ① 現状の取組について

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を置く学校は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことで、「地域とともにある学校」への転換を図り、学校運営に地域の声を積極的に生かしながら、地域と一緒に

なって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

本町においては、2019年度にまず寒川小学校において設置がされました。他の学校については、2023年度末までに、町内小・中学校全8校に順次コミュニティ・スクールを設置する予定であります。教育委員会としては、コミュニティ・スクールの実施に伴い、研修会の開催や町コミュニティ・スクールスーパーバイザーを設置するなどして、その充実した体制構築に努めています。

また、寒川小学校においては、学習支援部会、教育環境推進部会、地域体験学習推進部会、セーフティー推進部会等が設置され、子ども達への学習サポートや、校外学習のグループ学習支援、登校支援の見守り等が行われました。

その成果としては、学校運営協議会運営委員が当事者意識をもって学校運営に携わることや、地域の方々の人的資源を生かしながら、学校の教育活動を充実させることができたとの声が挙がり、学校と地域が共通の目標に向かって一体となって協力する姿が見られています。

## ② 課題について

ここ数年においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により十分な活動ができるいない実態が見られています。今後、人材バンク的位置付けにある地域学校協働本部の設置や、地域コーディネーターの配置等についても検討課題であります。

さらには、小中一貫教育の導入趣旨を考慮した、コミュニティ・スクールの運営の検討や、実施形態など地域の実情に合わせた実施形態の検討が必要となります。

### 【今後の検討課題について】

- ・地域学校協働本部の設置、地域コーディネーター等の配置及び小中一貫教育の趣旨を踏まえた、運営の検討や実施形態の検討が必要である。

## ③ 今後の方向性について

前述のとおり、コミュニティ・スクールが設置された学校においては、新型コロナウイルス感染症の拡大によって思うような活動ができない実態が生じており、各校の取り組みの成果と課題については、教育委員会と各校で共有を図っている状況です。

今後、小中一貫教育の導入を見据えたコミュニティ・スクール体制構築の検討が求められるところですが、設置されて間もないこともあり、段階を踏まえつつ充実させていく必要性があると考えます。

まずは、これまで同様にコミュニティ・スクールの運営やあり方に関する研修会を継続して実施するとともに、町**コミュニティ・スクール**スーパーバイザーと連携・協力しながら、コミュニティ・スクールをより充実させることができるように取組みを進めていくことが必要であると考えます。

### (3) 少人数教育について

#### ① 国の動向について

令和の日本型教育では、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することが必要であることから、**一人ひとり**の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立小学校の学級編成の標準を段階的に引き下げる法改正（令和3年4月1日施行）が行われました。

**2025**年までの学級編成の標準については、第2学年から第6学年まで段階的に35人に**引き下げていく**とされています。

○学級編成の標準の引き下げに係る計画（下記表参照）

※小学校については、段階的に学級編成の標準を引き下げる。

年度	2021	2022	2023	2024	2025
学年	小2	小3	小4	小5	小6

#### ② アンケートから分かる意識

昨年度実施した「寒川町立学校のめざすべき望ましい教育環境に関するアンケート」では、全ての属性（保護者・町民・教職員）において、「教員の目が一人ひとりの児童生徒に行き届く」ことが望まれており、少人数の学級を編成するとともに、「クラス替えにより幅広い人間関係づくりができる」ように、子どもたちがある一定程度の規模の同世代の集団の中で多様な人間関係づくりや経験できることが期待されていることが分かりました。

#### ③ 課題及び今後の方向性について

今後、小学校では、国の方針に基づき段階的に学級編成が引き下げられ35人学級の実現が図られます。しかしながら、現時点においては中学校に関しての方向性が示されておりません。今後、中学校においても35人学級を導入する可能性があることから、国の動向を踏まえながら、中学校の学級編成について検討していく必要性があります。

##### 【今後の検討課題について】

- ・今後中学校においても「35人学級」を導入する可能性があるため、教室や教員の確保に対して、柔軟に対応できるよう検討を進め**いく**。

### 3 望ましい教育環境の考え方

#### (1) 適正な配置バランス

本町においては、既存の小・中学校について、国基準よりも通学しやすい条件（通学距離）にしても、なお、重複部分が生じる大変恵まれた状況にあります。

しかしながら、学校適正化により、児童生徒の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性も考えられることから、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、可能な限り町内にバランスよく配置することを目指すこととし、配置の考え方を次のとおり整理します。

##### ① 児童生徒の居住分布に応じたバランスの取れた配置

ア 小学校の児童数は、2060年の推計で旭小学校と小谷小学校の児童で約半数を占め、北部地域に児童が多く分布していることから、北部地域の小学校を1校の配置とした場合は過大な規模となる可能性があるため、北部地域は、旭小学校と小谷小学校を配置することが望ましい。

イ 中学校の生徒数は、2060年の推計で旭が丘中学校の生徒で半数を占め、小学校と同様北部地域に生徒が多く分布していることから、北部地域に位置する旭が丘中学校は、今後も継続して配置することが望ましい。

##### ② 児童生徒の負担面や安全面などに配慮した配置

ア 小学校は、現状で北部に旭小学校と小谷小学校、中部に寒川小学校、南部に一之宮小学校と南小学校が配置しています。低学年の児童の体力面等を考慮し、北部、中部、南部にそれぞれ配置することが望ましい。

イ 中学校は、現状で北部に旭が丘中学校、南部に寒川中学校と寒川東中学校が配置しています。生徒の通学に関する負担を考慮し、北部と南部にそれぞれ配置することが望ましい。

#### (2) 通学時の距離と安全性

通学時の安全確保や、通学に伴う児童生徒の体力的・精神的な負担を念頭に、通学距離及び通学方法を考慮した学校配置を進めます。

##### ① 通学手段

徒歩による通学を原則としますが、**学校**再編に伴い通学距離が一定以上に延伸され、徒歩による通学が著しく困難になる場合で、安全確保が図れる

場合などは自転車通学の導入を検討するなど、柔軟に対応していく必要が  
あります。

## ② 通学距離

### 【寒川町立小・中学校適正化等基本方針 | 6 ページより】

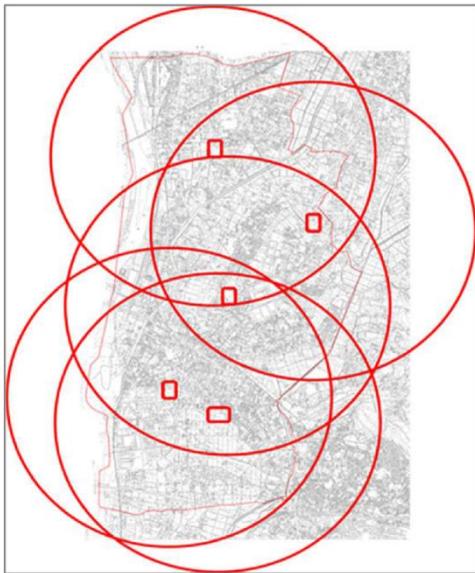
- ・徒歩での通学を前提とした上で、児童生徒の体力、生活に対する影響などを考慮した結果、望ましい通学距離は、国が示している基準の半分である、小学校では片道おおむね 2 km 以内、中学校では片道おおむね 3 km 以内と考え、この目安に基づく通学距離の実現を目指します。

なお、学校適正化による再配置を行う際は、現状より通学距離が長くなる地域が発生しますが、小学校では片道おおむね 2km 以内、中学校では片道おおむね 3km 以内の範囲に収まっています。

小学校から半径 2km の円及び中学校から半径 3km の円

\*「寒川町公共施設再編計画」より抜粋

【小学校（5校）】



【中学校（3校）】



## ③ 安全性の確保

通学路の安全については、再配置後に新たに通学路となる経路の危険個所に関する情報を収集し、その情報に基づき「寒川町通学路交通安全プログラム」等の中で通学路の点検や安全対策を推進し、安全確保に努めます。

## (3) 校舎の安全性

町の公共建築物の約6割が建築後 30 年以上経過して老朽化が進行し、小・中学校の校舎をはじめ、これから多くの施設で建替えなどの更新時期が一斉に

到来します。学校の適正配置は、教育の機会均等とその水準の維持向上という観点から早急に取り組むべきですが、全校を一齊に実施することは現実的に困難であるため、更新（建替え）の考え方を次のとおり整理します。

## ① 更新（建替え）について

ア 再編（再配置）により既存の2校の合体校となる学校は、校舎の築年数が浅い場合であっても、既存校舎の増改築では、新しい時代の学び舎として機能が整わず、また、児童生徒数の受け入れも困難であるため、再編（再配置）により影響のない学校より優先して更新（建替え）することが望ましい。

イ 再編（再配置）により影響のない学校は、公共施設等総合管理計画において長寿命化を実施した場合の経済合理性が高い校舎であっても、構造上の問題から既存校舎の増改築では、新しい時代の学び舎として機能を持たせることは困難なため、すべての校舎について、できる限り早い時期での建て替えをすることが望ましい。

## ② 更新（建替え）の時期

ア 各学校の校舎については、建築後 60 年までに建て替えることが望ましい。

イ 更新（建替え）を行う時期の優先度については、建築後 60 年となる年を全 9 期に分け、更新を図る校舎等を整理する。各期の期間はおおむね 5 年とするが、直近で対応を要す校舎等の多数存在することや、他計画との整合性を今後図っていく必要もあることから、第 1 期については、約 10 年後の 2033 年を終期として設定することとする。さらに、再編（再配置）により既存の2校の合体校となる学校は、他の学校より優先し、第 1 期～第 2 期の間に更新することが望ましい。

更新（建替え）必要年度 (建築後 60 年を迎える年)	更新（建替え）優先度	目標更新時期
2026 年～2035 年	第 1 期	2033 年
2036 年～2040 年	第 2 期	2038 年
2041 年～2045 年	第 3 期	2043 年
2046 年～2050 年	第 4 期	2048 年
2051 年～2055 年	第 5 期	2053 年
2056 年～2060 年	第 6 期	2058 年

## 6 児童・生徒や地域への配慮事項

### (1) 児童生徒への配慮

#### ① 不安・負担の軽減

再編前後における児童生徒や保護者への意識調査、スクールカウンセラーや教育相談員による相談など、児童生徒や保護者に寄り添いながら、再編による不安の軽減に努め、新たな学校生活に円滑に移行できるよう、再配置準備期間中に学校間の事前交流等を積極的に進めます。

また、通学時の荷物の軽量化を更に進めるなど、児童生徒の精神的・身体的な負担の軽減を図ります。

#### ② 教職員配置の工夫

統合前後における教職員の継続配置や加配制度（増員）の活用など、学校の指導・運営体制を整えることで教職員の負担軽減に努め、児童生徒や保護者に向き合う時間を確保し不安の軽減を図ります。

### (2) 地域への配慮

小・中学校は、児童生徒の教育の場であるだけでなく、地域の避難所や交流の場として、さらには、小学校区が地域活動エリアと緊密に連動しているなど、様々な機能や地域とのつながりを併せ持つことから、地域とともにある学校施設を目指します。

#### ① 地域におけるバランスと発展的なまちづくり

学校配置に際しては、まちづくりの基本構想に沿い、公共施設全体のバランスも考慮する必要があります。学校施設だけではなく、学校へのアクセス道路の整備や跡地の活用も含め、発展的なまちづくりに寄与します。

#### ② 地域コミュニティの中核としての役割

これからの中学校施設は、子どもたちの育ちに関わるパートナーとして地域コミュニティとの共同が不可欠であり、人々が集まる地域の核となることが重要です。今後の学校施設は、多機能な公共施設として、町のまちづくりと密接に関わることが求められています。

#### ③ 防災機能（防災拠点）

学校施設は、災害時には地域の避難所としての役割も担っています。更新（建替え）に際しては、**地域住民だけでなく、災害時要配慮者など多様な人々が利用しやすいよう**、防災対策に配慮した安心で安全な施設整備に努めます。

## IV 再配置案の検討

### I 学校配置候補の検討

学校の配置については様々な配置案が想定されることから、寒川町立小・中学校適正化等基本方針を踏まえ、配置条件を明確にし、比較検討することとしました。

比較検討の際には、段階を追って絞り込むこととし、まず、第1段階として、子どもたちの望ましい教育環境を確保するため、配置バランスが取れているか、通学距離が適正か、学校規模が過小・过大とならないかといった視点で比較し、数候補に絞り込み、その後、第2段階として、第1段階の学校規模や通学条件に加え、学校と地域の連携や施設の機能、整備経費、新しい学校のかたちといった6項目において、各配置案の課題等を明らかにしたうえで、詳細に比較検討を行い、学校配置候補を選定しました。

#### (1) 配置に係る基本要件

- ① 2021年に策定された「寒川町公共施設再編計画」を踏まえて検討
  - 町全体で8校から6校への再編

公共施設再編計画における検証結果として、「現状の小中学校8校から、将来は6校への再編が適正と考えられる」とされ、その内訳としては小学校4校、中学校2校とされていることから、小学校4校・中学校2校の組合せによる配置を基本とします。
  - 財政的負担の視点

財政面を考慮すると、新たな用地取得は難しいため、既存の学校の位置を基本とします。
- ② 子どもたちの望ましい教育環境を整える
  - 児童生徒の居住分布に応じた配置バランスの取れた学校配置を目指します。
  - 児童生徒の負担面や安全面を配慮し、適切な通学距離が確保できる学校配置を目指します。
  - 適正な学校規模を確保できる学校配置を目指します

#### 2 第1段階の学校配置案の検討

配置にかかる基本要件から、小学校を4校、中学校を2校の配置とした場合の候補数は、小学校を4校とする配置案は5案、中学校を2校とする配置案は3

案であるため、小・中学校を合わせると、全 15 案の学校配置候補となります。この 15 案の中から次の3つの視点により比較検討しました。

### ① 配置バランス

児童生徒の負担軽減のため、可能な限り町内にバランスよく配置することを目指すため、小学校は、南部・中部・北部に配置が望ましく、中学校は南部・北部に配置します。

### ② 通学距離

学校の配置にあっては、可能な限り児童生徒の負担面や安全面を配慮し、小中学校の適切な通学距離(小学校:おおむね 2Km 以内、中学校:おおむね 3Km 以内)を全地域において確保します。

<基本方針 16 ページより>

本町の交通事情等の状況を踏まえると、安全上、自転車通学は困難であることから、徒步による通学を原則とします。また、徒步での通学を前提とした上で、児童生徒の体力、生活に対する影響などを考慮した結果、望ましい通学距離は、国が示している基準の半分である、小学校では片道おおむね 2 km 以内、中学校では片道おおむね 3 km 以内と考え、この目安に基づく通学距離の実現をめざします。

### ③ 適正な学校規模

適正な学校規模(12 学級から 18 学級)を確保できるよう、過小・過大とならないように児童生徒の居住分布を考慮して配置します。

#### ・児童生徒数と学級数の各校の推移(基本方針 3 ページ抜粋)

		寒川小学校	一之宮小学校	旭小学校	小谷小学校	南小学校	計
2021 年	児童数(人)	495 人	363 人	689 人	462 人	567 人	2,576 人
	学級数	18	12	21	16	18	85
2060 年	児童数(人)	321 人	194 人	636 人	378 人	453 人	1,982 人
	学級数	12	6	22	12	18	70

		寒川中学校	旭が丘中学校	寒川東中学校	計
2021 年	生徒数(人)	283 人	598 人	379 人	1,260 人
	学級数	9	15	11	35
2060 年	生徒数(人)	159 人	509 人	328 人	996 人
	学級数	6	15	9	30

上記の表に示すとおり、2060 年の推計では、小学校の児童数をみると、旭小学校と小谷小学校の児童で約半数を占め、北部地域に児童が多く分

布していることから、北部地域の小学校を1校の配置とした場合、過大規模となる可能性があると考えられます。

#### 第1段階検討比較結果

配置にかかる基本要件と上記の3つの視点により比較検討した結果、全15案のうち、4案が全ての要件を満たしています。

	A	B	C	D
小学校	寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校
	一之宮小学校	旭小学校	一之宮小学校	旭小学校
	旭小学校	小谷小学校	旭小学校	小谷小学校
	小谷小学校	南小学校	小谷小学校	南小学校
中学校	寒川中学校	寒川中学校	旭が丘中学校	旭が丘中学校
	旭が丘中学校	旭が丘中学校	寒川東中学校	寒川東中学校

学校配置候補比較表(第1段階)

		評価項目		評価の理由		評価	
配 置 バ ラン ス	小学校	南部・中部・北部にバランスよく配置されているか		南部(1校)中部(1校)北部(2校)に配置		○	
	中学校	南部と北部にバランスよく配置されているか		南部(2校)中部(1校)北部(1校)に配置		○	
通 学 距 離	小学校	通学距離が全地域2キロメートル以内になっているか	全域において概ね2キロメートルの範囲(円)に入る 一部地域において2キロメートルの範囲(円)に入らない	○	○	○	○
	中学校	通学距離が3キロメートル以内となっているか	全域において概ね3キロメートルの範囲(円)に入る 一部地域において3キロメートルの範囲(円)に入らない	○	○	○	○
学 校 規 模	小学校	適正な学校規模となるか	過小・过大にならない	○	○	○	○
	中学校		過小・过大になる恐れあり	×	×	×	×
				⑤			
配 置 候 補	小学校	① 寒川小学校 一之宮小学校 旭小学校 小谷小学校		② 寒川小学校 一之宮小学校 旭小学校 南小学校		③ 寒川小学校 一之宮小学校 旭小学校 南小学校	
	中学校	寒川中学校 旭が丘中学校		寒川中学校 旭が丘中学校		寒川中学校 旭が丘中学校	
評価項目		評価理由		小中別評価		評価理由	
配 置 バ ラン ス	小学校	南部(1校)中部(1校)北部(2校)	○	南部(2校)中部(1校)北部(1校)	○	南部(1校)中部(1校)北部(2校)	○
	中学校	南部(1校)北部(1校)に配置	○	南部(1校)北部(1校)に配置	○	南部(1校)北部(1校)に配置	○
通 学 距 離	小学校	全域において概ね2キロメートルの範囲(円)に入る	○	全域において概ね2キロメートルの範囲(円)に入る	○	一部地域において2キロメートルの範囲(円)に入る	○
	中学校	全域において概ね3キロメートルの範囲(円)に入る	○	全域において概ね3キロメートルの範囲(円)に入る	○	全域において概ね3キロメートルの範囲(円)に入る	○
学 校 規 模	小学校	過小・过大にならない	○	過小・过大になる恐れあり	×	過小・过大にならない	○
	中学校	過小・过大にならない	○	過小・过大にならない	○	過小・过大にならない	○
<b>配置候補の評価</b>		○		×		○	

⑥		⑦		⑧		⑨		⑩	
配 置 候補		小学校		寒川小学校 一之宮小学校 旭小学校		寒川小学校 一之宮小学校 小谷小学校		寒川小学校 旭小学校 小谷小学校	
中学校		寒川中学校		寒川中学校		寒川中学校		寒川中学校	
評価項目	評価理由	小中別評価	評価理由	小中別評価	評価理由	小中別評価	評価理由	小中別評価	評価理由
配置バランス	小学校 中学校 南部(1校)中部(2校) に配置	○ × ×	南部(2校) に配置 全域において概ね2キロメートルの 範囲(円)に入る	○ × ×	南部(2校) に配置 一部地域において2キロメートルの 範囲(円)に入らない	○ × ×	南部(2校) に配置 全域において概ね2キロメートルの 範囲(円)に入る	○ ○ ×	南部(2校) に配置 全域において概ね2キロメートルの 範囲(円)に入る
通学距離	小学生 中学校 一部地域において3キロメートルの 範囲(円)に入らない	○ ×	一部地域において3キロメートルの 範囲(円)に入らない	○ ×	一部地域において3キロメートルの 範囲(円)に入らない	○ ×	一部地域において3キロメートルの 範囲(円)に入らない	○ ×	一部地域において3キロメートルの 範囲(円)に入らない
学校規模	小学生 中学校 過小・过大にならない	○ ○	過小・过大になる恐れあり	×	過小・过大になる恐れあり	×	過小・过大にならない	○	過小・过大にならない
<b>配置候補の評価</b>		<b>×</b>	<b>×</b>	<b>×</b>	<b>×</b>	<b>×</b>	<b>×</b>	<b>○</b>	<b>×</b>
⑪		⑫		⑬		⑭		⑮	
配 置 候補		小学校		寒川小学校 一之宮小学校 旭小学校		寒川小学校 一之宮小学校 小谷小学校		寒川小学校 旭小学校 小谷小学校	
中学校		寒川中学校 旭が丘中学校 寒川東中学校		寒川中学校 旭が丘中学校 寒川東中学校		寒川中学校 旭が丘中学校 寒川東中学校		寒川中学校 旭が丘中学校 寒川東中学校	
評価項目	評価理由	小中別評価	評価理由	小中別評価	評価理由	小中別評価	評価理由	小中別評価	評価理由
配置バランス	小学校 中学校 南部(1校)中部(2校) に配置	○ ○ ○	南部(2校) に配置 全域において概ね2キロメートルの 範囲(円)に入る	○ ○ ○	南部(1校) 北部(1校)に配置 一部地域において2キロメートルの 範囲(円)に入らない	○ ○ ×	南部(2校) に配置 全域において概ね2キロメートルの 範囲(円)に入る	○ ○ ○	南部(2校) に配置 全域において概ね2キロメートルの 範囲(円)に入る
通学距離	小学生 中学校 全域において3キロメートルの 範囲(円)に入る	○ ○	全域において3キロメートルの 範囲(円)に入る	○ ○	全域において3キロメートルの 範囲(円)に入る	○ ○	全域において概ね3キロメートルの 範囲(円)に入る	○ ○	全域において概ね3キロメートルの 範囲(円)に入る
学校規模	小学生 中学校 過小・过大にならない	○ ○	過小・过大になる恐れあり	×	過小・过大になる恐れあり	×	過小・过大にならない	○	過小・过大にならない
<b>配置候補の評価</b>		<b>○</b>	<b>×</b>	<b>×</b>	<b>×</b>	<b>○</b>	<b>○</b>	<b>○</b>	<b>×</b>

### 3 第2段階の学校配置案の検討

第1段階で絞り込んだ4つの配置候補を次の視点によりさらに詳細の検討比較を行いました。

#### (1) 比較検討の6項目

##### ① 学校規模

- ア 小学校 2学級以上が確保できるか。
  - ・新たに想定される学区により学級数を推計し、小学校において、基本方針で定めた基準を満たすか。
- イ 中学校 3学級以上が確保できるか。
  - ・新たに想定される学区により学級数を推計し、中学校において、基本方針で定めた基準を満たすか。
- ウ 大規模校が発生しないか。
  - ・新たに想定される学区により学級数を推計し、2040年以降に標準規模(12~18学級)をはるかに超える大規模校は発生するか。

##### ② 通学条件

- ア 適切な通学距離が設定できるか。
  - ・小学校はおおむね2km以内、中学校はおおむね3km以内となるか。
- イ 各学区における主要地点から学校までの距離
  - ・新たに想定される学区内での主要な地点(地域集会所など)を起點に、通学距離を測り、課題はあるか。
- ウ 通学の安全性が確保できるか。
  - ・学区変更による通学の要所(鉄道、交通量の多い道路等)となる箇所や事故多発地点はあるか。

##### ③ 学校と地域との連携

- ア 自治会からの協力や連携のしやすさ。
  - ・多くの自治会からの協力や連携を進める上で、地域住民が学校へアクセスが容易であるか。
- イ 「地域とともにある学校」としての利便性は確保できるか。
  - ・学童クラブや広域避難場所等、地域の施設としての機能の視点から、地域住民の利便性を配慮した配置となっているか。

#### ④ 施設の機能

ア 十分な敷地要件を確保できるか。

既存の敷地において、

- ・小・中学校設置基準(文部科学省令)を満たしているか。

- ・新たに想定される学級数に応じた必要面積を十分確保できるか。

イ 十分な建物要件を確保できるか。

既存の校舎や体育館等において、

- ・小・中学校設置基準(文部科学省令)や義務教育諸学校施設費国庫負担法の基準(以下「義務教育学校国庫基準」という)を満たしているか。

- ・新たに想定される学級数に応じた必要面積を十分確保できるか。

- ・統合に伴う普通教室数は十分確保できているか。

- ・少人数学級導入に伴う普通教室数は確保できるか。(増築の必要があるか。)

ウ 教育方法等の多様化への課題はあるか。

既存の校舎において、

- ・多目的スペースや少人数教室等、教育方法等の多様化に応じる施設整備が行われているか。

- ・校内 LAN の整備等、ICT 化への対応は十分か。統合後の対策がどの程度必要が確認する。

エ 複合化の可能性はあるか。

- ・現状の利用状況を踏まえ、複合化等の余地について整理する。

オ 施設の使用目標年数を超過する時期と修繕、更新(建替え)時期のタイミングは適切か。

- ・各校舎の建築後の経過年数と使用目標年数(終期)及び現在の劣化度等から、修繕、更新(建替え)時期を想定し安全な利用が可能か。

#### ⑤ 整備経費

ア 配置する全学校の更新(建替え)完了までにかかる費用はいくらか。

過去の実績等をもとに、修繕費・除却費・大規模改修費・更新(建替)費を試算し比較する。今後、公民連携等の導入も考えられるが、本試算では、町の直接施工を基本とする。さらに、更新(建替え)するにあたり、大規模改修の実施の有無等により、時期や費用に相当の差異が生じるため、次の3つの考え方によりそれぞれ試算し比較しました。

- ・公共施設等総合管理計画において長寿命化の経済合理性が高いとされた校舎等を長寿命化実施する場合。
- ・再配置する学校は原則建替えることとし、その他の学校で長寿命化の経済合理性の高い校舎等を長寿命化実施する場合。
- ・再配置する学校を優先的に建て替えし、その他の学校も建て替えを原則とする場合。

**イ 公民連携の可能性**

- 既存の校舎や体育館等において、
- ・公民連携による施設の建築及び管理運営が可能か。

**ウ 跡地利用の可能性**

- ・学校再配置の結果、未配置校となった学校敷地の利活用・売却の見込みについて。

**⑥ 新しい学校のかたち**

**ア 小・中一貫教育導入時の有効性**

- ・配置状況などから連携しやすいか、弊害となることは何かなどにより比較。

**イ コミュニティ・スクール**

- ・配置状況などからコミュニティ・スクールの運営の課題などがあるか。

**ウ 少人数教育**

- ・少人数教育への対応が可能か。

**(2) 第2段階の比較検討の総括**

**① 4案に共通する事項**

**ア 学校規模**

学校規模にあっては、4案ともに適正な規模を維持することができる

**イ 既存校舎の機能**

4案ともに既存校舎については、確認項目10~12番にあるとおり既存の校舎では普通教室数を確保したうえで、新しい学校の実現や複合化を図ることが難しいことが明らかであるため、全ての校舎について、できる限り早い時期での建替えを基本とすることが望ましい。

**イ 再配置校の児童・生徒の受入可能性**

配置換えにより既存の2校の合体校となる学校にあっては、校舎の築年数が浅い場合でも、建替えを行わなければ児童生徒数の受け入れが困難であると考える

② 4案ごとの総括

配置案	通学距離と配置バランス	跡地利用の可能性
A 寒川小学校 一之宮小学校 旭小学校 小谷小学校 寒川中学校 旭が丘中学校	現一之宮小学校は南部地域の中で、比較的西に位置するため、東部地域からの通学距離が遠くなることが想定される。 また、現寒川中学校の位置に現寒川中と現寒川東中の合体校を配置することで、南東部に学校が未配置となり、配置バランスに欠けるが、広域避難所等については、寒川高校があるため、ある程度のバランスは保たれる。	未配置校を市街化調整区域の2校とすることで、今後、進めていく新しい学校を実現するための財源とすることができないくなる
B 寒川小学校 旭小学校 小谷小学校 南小学校 寒川中学校 旭が丘中学校	現南小学校は、南部地域の中心に近い場所に位置するため、南部地域の小学生の通学距離を考慮すると、バランスの良い立地と考えられる。また、現一之宮小学校の位置に学校が配置されなくなるものの、南西部の寒川中学校の位置に学校が配置されることで、南部地域における小中学校の配置バランスが保たれる。	未配置校の2校の敷地のうち、1校は市街化区域であることから、跡地利用(敷地の売却)による財源確保が期待できるが、もう1校が市街化調整区域であるため、今後、進めていく新しい学校を実現するための財源の確保が半減する。 なお、跡地の利用(敷地の売却)により財源を確保した際は、教育に特化した基金等の設立をすべきと考える。
C 寒川小学校 一之宮小学校 旭小学校 小谷小学校 旭が丘中学校 寒川東中学校	現一之宮小学校は南部地域の中で、比較的西に位置するため、東部地域からの通学距離が遠くなることが想定される。 南東部に寒川東中学校を配置することで、南部地域における小中学校の配置バランスが保たれる。	未配置校の2校の敷地のうち、1校は市街化区域であることから、跡地利用(敷地の売却)による財源確保が期待できるが、もう1校が市街化調整区域であるため、今後、進めていく新しい学校を実現するための財源の確保が半減する。 なお、跡地の利用(敷地の売却)により財源を確保した際は、教育に特化した基金等の設立をすべきと考える。
D 寒川小学校 旭小学校 小谷小学校 南小学校 旭が丘中学校 寒川東中学校	現南小学校は、南部地域の中心に近い場所に位置するため、南部地域の小学生の通学距離を考慮すると、バランスのとれた良い立地と考えられるが、南部地域の中学校の配置先を寒川東中学校とすることで、南西部に学校と、学校が担ってきた広域避難場所等が配置されなくなり、地域間でのバランスを欠くこととなることから、南西部に広域避難場所等の機能を持たせた施設等の設置が必要と考える。	未配置校が市街化区域内の2校となるため、当該2校の跡地を利用(敷地の売却)することで、今後、進めていく新しい学校を実現するための財源を確保することができる。 なお、敷地の売却により、財源を確保した際は、教育に特化した基金等の設立をすべきと考える。

配置パターン別検討比較表【第2段階】

		配置パターン				
		A	B	C	D	
配 置 学 校 規 模	小学校 4校	寒川小学校 寒川東小学校 一之宮小学校 旭小学校	寒川小学校 寒川東小学校 一之宮小学校 旭小学校	寒川小学校 寒川東小学校 一之宮小学校 旭小学校	寒川小学校 寒川東小学校 一之宮小学校 旭小学校	
		旭小学校 小谷小学校 南小学校	旭小学校 小谷小学校 南小学校	旭小学校 小谷小学校 南小学校	旭小学校 小谷小学校 南小学校	
配 置 学 校 規 模	中学校 2校	寒川中学校 旭が丘中学校	寒川中学校 旭が丘中学校	寒川中学校 旭が丘中学校	寒川中学校 寒川東中学校	
		寒川中学校 旭が丘中学校	寒川中学校 旭が丘中学校	寒川中学校 旭が丘中学校	寒川中学校 寒川東中学校	
課題項目		各パターンに共通する事項				
内 容		結果	備考	結果	備考	
1 小学校 2学級以上 が確保できるか。 【第1段階検討項目】		・新たに想定される学区内には1学級数を推計し、小学校において、基本方針で定めた基準を満たす。 ※【参照】児童・生徒数シミュレーション	1学年2学級以上を推移。	1学年2学級以上を推移。	1学年2学級以上を推移。	
2 中学校 3学級以上 が確保できるか。 【第1段階検討項目】		・新たに想定される学区内は1学級数を推計し、中学校において、基本方針で定めた基準を満たす。 ※【参照】児童・生徒数シミュレーション	1学年3学級以上を推移。	1学年3学級以上を推移。	1学年3学級以上を推移。	
3 大規模校が発生しないか。 【第1段階検討項目】		・新たに想定される学区内には1学級数を推計し、2040年以降に標準規模(12~18学級)をはるかに超える大規模校は発生するか。 大規模校:22学級以上 過大規模校:31学級以上 ※【参照】児童・生徒数シミュレーション	現一之宮小学校に配置される学校が他と比較して多い男童数となるが、24学級を超えることはない。	現南小学校に配置される学校が他と比較して多い男童数となるが、24学級を超えることはない。	現一之宮小学校に配置される学校が他と比較して多い男童数となるが、24学級を超えることはない。	
4 適切な通学距離が設定でき るか。【第1段階検討項目】		・小学校 オおむね2km以内 ・中学校 オおむね3km以内 となっているが。 ※【参照】小・中学校配置距離図A-D	学校適正化による再配置を行 際は、現状より通学距離が長くな る地域が発生するが、左記の範 囲内には収まっている。	全小・中学校が範囲内に収ま る。	全小・中学校が範囲内に収ま る。	
5 各学区における主要地點か ら学校までの距離		・新たに想定される学区内での主要な地點(地域 集会所など)を起点に、通学距離を測り、課題はあ るか。 ※【参照】通学距離・時間(学校ごと) 通学距離・時間(一覧)	各地点から想定される通学路 による距離は、再配置により比 較的遠方となると考えられる地 域で、現状の通学距離が2倍近 くになる地域があるものの、お むね4番の範囲内に収まる。	各地点から想定される通学路 による距離は、再配置により比 較的遠方となると考えられる地 域で、現状の通学距離が2倍近 くになる地域があるものの、お むね4番の範囲内に収まる。	各地点から想定される通学路 による距離は、再配置により比 較的遠方となると考えられる地 域で、現状の通学距離が2倍近 くになる地域があるものの、お むね4番の範囲内に収まる。	
6 通学の安全性が確保でき るか。		・学区変更により新たに生じる通 学の要所(鉄道、交通量の多い 道路等)となる箇所はあるか。 ※【参照】通学に係る要所	一部の地域で、交通量や歩道の 有無などにより、通学路が遠回り となることが想定される。 寒川町通学路交通安全プロgra ムに基づいて、必要な対策を講じ る。	学区変更により新たに生じる通 学の要所(鉄道、交通量の多い 道路等)となる箇所はない。	学区変更により新たに生じる通 学の要所(鉄道、交通量の多い 道路等)となる箇所はない。	

配置パターン		A	B	C	D
小学校 4校	寒川小学校	寒川小学校 一之宮小学校 旭小学校 小谷小学校	寒川小学校 一之宮小学校 旭小学校 小谷小学校	寒川小学校 一之宮小学校 旭小学校 小谷小学校	寒川小学校 一之宮小学校 旭小学校 小谷小学校
	寒川中学校	寒川中学校 旭が丘中学校	寒川中学校 旭が丘中学校	寒川中学校 旭が丘中学校	寒川中学校 旭が丘中学校
中学校 2校	寒川小学校	寒川小学校 一之宮小学校 旭小学校 小谷小学校	寒川小学校 一之宮小学校 旭小学校 小谷小学校	寒川小学校 一之宮小学校 旭小学校 小谷小学校	寒川小学校 一之宮小学校 旭小学校 小谷小学校
	寒川中学校	寒川中学校 旭が丘中学校	寒川中学校 旭が丘中学校	寒川中学校 旭が丘中学校	寒川中学校 旭が丘中学校
確認項目	内容	各パターンに共通する事項	結果	備考	結果
学 校 7 校 と 地 域 と の 違 拂	・多くの自治会からの協力や連携の ・地域住民が学校へアクセスが容易であるが。 ※【参照】各区域重ね図(自治区×小・中学校) 各区域重ね図(小学校×中学校) 各区域重ね図(小学校×中学校)	No.4番で示す通り一定の距離の 範囲内に収まっている。 南東部の自治会については、小 学校へのアクセスがやや遠くなる。 △	南東部の自治会については、小 学校へのアクセスが、南東部の 自治会については中学校への アクセスがやや遠くなる。 △	南東部の自治会については、小 学校へのアクセスが、南東部の 自治会については中学校への アクセスがやや遠くなる。 △	南西部の自治会については、小 学校へのアクセスがやや遠くなる。 △
8 「地域どもにある学校」とし ての利便性は確保できるか。 ※【参照】各 区域重ね 図(自 治 区 × 小 ・ 中 学 校) 	・学童クラブや広域避難場所等、地域の施設として の機能の発揮から、地域住民の利便性を配慮した 配置などしているか。 ※【参照】各 区域重ね 図(自 治 区 × 小 ・ 中 学 校) 	現一之宮小学校または現南小学校 に配慮される学校の学童クラブ に関する限り、児童数が増加する ことになるとため既存より大きくなる。 必要がある。	広域避難場所としては、地域的なハ ラーンスはよい。 △	広域避難場所としては、地域的なハ ラーンスはあることが ら、地域的的大ハラーンスは求められる。 ○	広域避難場所としては、現南北小学校 に隣接する寒川高校があることか ら、地域的の大ハラーンスは求められる。 △
施 教 の 機 構	・既存の教地において、 ・小・中学校設置基準(文部科学省令)を満たして いるか。 ・新たに規定される学級数に応じた必要面積を十分 確保できか。 ※【参照】施設基準確認表	既存の教地において、 ・既存の児童生徒数や 面積のいずれもが、小・中学校設置 基準で必要とされる面積を全校 上回っている。	令和4年5月時点と、令和22年 (2040年)時点の児童生徒数や 面積を用いて算出した敷地面 積のいずれもが、小・中学校設置 基準で必要とされる面積を全校 上回っている。	確保できている。 ○	確保できている。 ○
10 十分な建物要件を確保でき るか。	既存の校舎や体育館等において、 ・小・中学校設置基準(文部科学省令)や義務教 育学校設置費基準(以下「義務 教育学校国庫基準」という)を満たしている。 ・新たに規定される学級数に応じた必要面積を十分 確保できか。 ・現状の普通教室数は、現一之宮小学校は、 ・少人数経験へ向う普通教室数を確保でき か。(増築の必要があるか。) ※【参照】施設基準確認表 [教室等配置状況]	既存の校舎や体育館は、下限値 としての面積基準を満たしている。 再配置により影響の出ない学校 にあっては、普通教室等の確保が 十分にできる。 △	義務教育学校国庫基準について では、寒川中学校と旭が丘中学 校の校舎以外は満たしていない。 普通教室数は、現一之宮小学校は、 現状の普通教室数では不足する ものの、ホール等に利用し ているスペースが多數あるた め、一部改築により対応が可能 と想定される。 △	義務教育学校国庫基準について では、寒川中学校と旭が丘中学 校の校舎以外は満たしていない。 普通教室数は、現一之宮小学校は、 現状の普通教室数では不足する ものの、ホール等に利用し ているスペースが多數あるた め、一部改築により対応が可能 と想定される。 △	義務教育学校国庫基準について では、旭が丘中学校の校舎以 外は満たしていない。 普通教室数は、現南北小学校は、 現状の普通教室数では不足す るもの、ホール等が多數あるた め、一部改築により対応が可能 と想定される。 現寒川中学校にあっては、現状 の普通教室数では不足するも のの、他の用途に使用している 教室やスペース等を活用するこ とで確保可能と想定される。 △

配置パターン	配置学年	内容	各パターンの共通する事項		結果	備考	結果	備考	結果	備考
			A	B						
小学校 4校		既存の校舎において、 ・多目的スペースや少人数教室等、教育方法等の 多様化に応じる施設整備が行われているか。 ・校内LANの整備等、ICT化への対応は十分か。 ※【参照】教室等配置状況	校内LAN整備等のICT化については、現状でき得るが応じてきておりものの、ICT化に対応した机やモニターの導入等なども考慮し、建替え等の際は普通教室の面積を現状よりも広げるなどの対応が必要と考えられる。 ※【参照】教室等配置状況	現一之宮小学校は、普通教室確保のために多目的教室等を転用することでその不足が想定されるが、他のスペース等を他校へ移設することができる多目的教室等の確保ができる。 現寒川東中学校においては、他のスペースが多數あるところから、十分確保できると想定される。	現一之宮小学校は、普通教室確保のために多目的教室等を転用することでその不足が想定されるが、他のスペース等を他校へ移設することができる多目的教室等の確保ができる。	現一之宮小学校は、普通教室確保のために多目的教室等を転用することでその不足が想定されるが、他のスペース等を他校へ移設することができる多目的教室等の確保ができる。	現一之宮小学校は、普通教室確保のために多目的教室等を転用することでその不足が想定されるが、他のスペース等を他校へ移設することができる多目的教室等の確保ができる。	現一之宮小学校は、普通教室確保のために多目的教室等を転用することでその不足が想定されるが、他のスペース等を他校へ移設することができる多目的教室等の確保ができる。	現一之宮小学校は、普通教室確保のために多目的教室等を転用することでその不足が想定されるが、他のスペース等を他校へ移設することができる多目的教室等の確保ができる。	現一之宮小学校は、普通教室確保のために多目的教室等を転用することでその不足が想定されるが、他のスペース等を他校へ移設することができる多目的教室等の確保ができる。
中学校 2校		既存の校舎において、 ・多目的スペース等を十分に確保できる。	再編時に影響のない学校については、2040年以降に想定する学級数以上の教室があるため、複合化的余地がある。 ※【参照】教室等配置状況 町内公共施設位置（寒川町防災マップ）・複合利用事例	現一之宮小学校は、再配置後には必要な教室数を確保するため、現在複合的な施設として活用している文化財学習センターを他校へ移設する必要があるような状況であることから、状況的に複合化的余地は少ない。 現寒川東中学校においては、普通教室や多目的教室等を確保するため、複合化的余地がある。	現一之宮小学校は、再配置後には必要な教室数を確保するため、現在複合的な施設として活用している文化財学習センターを他校へ移設する必要があるようない。現寒川東中学校においては、普通教室や多目的教室等を確保するため、複合化的余地がある。	現一之宮小学校は、再配置後には必要な教室数を確保するため、現在複合的な施設として活用している文化財学習センターを他校へ移設する必要があるようない。現寒川東中学校においては、普通教室や多目的教室等を確保するため、複合化的余地がある。	現一之宮小学校は、再配置後には必要な教室数を確保するため、現在複合的な施設として活用している文化財学習センターを他校へ移設する必要があるようない。現寒川東中学校においては、普通教室や多目的教室等を確保するため、複合化的余地がある。	現一之宮小学校は、再配置後には必要な教室数を確保するため、現在複合的な施設として活用している文化財学習センターを他校へ移設する必要があるようない。現寒川東中学校においては、普通教室や多目的教室等を確保するため、複合化的余地がある。	現一之宮小学校は、再配置後には必要な教室数を確保するため、現在複合的な施設として活用している文化財学習センターを他校へ移設する必要があるようない。現寒川東中学校においては、普通教室や多目的教室等を確保するため、複合化的余地がある。	現一之宮小学校は、再配置後には必要な教室数を確保するため、現在複合的な施設として活用している文化財学習センターを他校へ移設する必要があるようない。現寒川東中学校においては、普通教室や多目的教室等を確保するため、複合化的余地がある。



確認項目		内容	各パートナーに共通する事項	結果	備考	結果	備考	結果	備考	結果	備考	結果	備考	結果	備考	結果	備考	結果	備考
警 報 機 器 費	15 公民連携の可能性	・公民連携による施設の建築及び管理運営が可能な能力。 ※【参照】公民連携事例	学校施設の公民連携に当たっては、何を複合化していくのかと併せて検討し、VFMなども確認の上、導入の可否について慎重に判断する必要がある。	施設の更新にあたり、町か直接受けられる手法だけでなく、PPPやPFI等の公民連携による施設の整備も想定される。	○	施設の更新にあたり、町か直接受けられる手法だけでなく、PPPやPFI等の公民連携による施設の整備も想定される。	○	施設の更新にあたり、町か直接整備する手法だけでなく、PPPやPFI等の公民連携による施設の整備も想定される。	○										
	16 地域利用の可能性	・学校再配置の結果、未配置校となつた学校敷地の利活用、先卸の見込みについて。 ※【参照】校地土地要件表	未配置となる現南小学校と現東川東中学校はともに市街化調整区域に位置する。	未配置となる現一之宮小学校は、第3種住居地域、現東川東中学校は市街化調整区域に位置する。	△	未配置となる現南小学校と現東川東中学校はともに市街化調整区域に位置する。	△	未配置となる現一之宮小学校は、第3種住居地域、現東川東中学校は市街化調整区域に位置する。	△	未配置となる現南小学校は市街化調整区域、東川中学校は第3種中高層住居専用地域に位置する。	○	未配置となる現一之宮小学校は、第3種住居地域、東川中学校は第3種中高層住居専用地域に位置する。	○	未配置となる現一之宮小学校は、第3種住居地域、東川中学校は第3種中高層住居専用地域に位置する。	○	未配置となる現一之宮小学校は、第3種住居地域、東川中学校は第3種中高層住居専用地域に位置する。	○	未配置となる現一之宮小学校は、第3種住居地域、東川中学校は第3種中高層住居専用地域に位置する。	○
新 し い 学 校 か た ち	17 小・中一貫教育導入時の有効性	・配置状況などから連携しやすいか、弊害となることは何かなどにより比較 ※【参照】小・中一貫教育導入に係る課題整理表	町では小中一貫教育の施設分離型（1中学校・2小学校でのブロック）を想定している。区分として、中学校と小学校が近くにあるパターンが適切であることがられないか、導入にあたっての目標設定や推進体制、導入までのスケジュール等について検討していく必要がある。	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	18 コミュニティースクール	・配置状況などからコミュニティースクールの運営の課題などがあるか。 ※【参照】コミュニティースクール推進に係る課題整理表	現在、コミュニティ・スクールを令和5年度末までに順次設置予定である。今後、小中一貫教育の推進とともに、学校運営協議会の持ち方（単独実施型、連携実施型等）の検討が必要である。また、自治会と学区の関係性を考慮する必要性がある。	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
新 し い 学 校 か た ち	19 少人数教育	・少人数教育への対応が可能か。 ※【参照】少人数教育に係る課題整理表	国の施策により、小学校では順次35人以下学級の導入が進められている。中学校においては、現段階において方向性が示されていないが、今後、小学校同様、「35人学級」導入の可能性もあることから、柔軟に対応できよう余裕教室や教員の確保が必要となる。	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△



## V 2つの再配置候補案の選定

### | 2案の選定

第Ⅰ章に記載のとおり、このたびの町立小・中学校の適正規模・適正配置等に係る検討については、本町全体の公共施設再編の一環として行われているものとなりますが、そこでの主眼は、「公共施設等の老朽化・更新財源問題」への対応と、人口減少・少子高齢化社会に見合った「公共施設等の最適配置」を図ることで、「財政破綻を回避」、すなわち「持続可能なまち」を担保することにあります。

#### 【寒川町公共施設再編計画の検討経過において判明したこと】

- 本町の人口は、2060年に3万7千人台となり、約1万人減少する。
- 生産年齢人口が減少し、町税減収が想定される。
- 高齢化率が約24%（2015年時点）から約35%（2060年時点）へ上昇し、社会保障費の増加が想定される。
- 年少人口は、約40年間で約24%減少する。
- 全ての公共施設を更新すると、財政シミュレーション上、資金不足になる。

こうした点を十分に踏まえ、町立小・中学校の再配置案については、前章において、各確認項目の比較検討により、小学校4校、中学校2校とする場合に考えられる全15案から絞り込んだ4案をもとにし、検討委員会やこれまで実施してきた地域懇談会等でいただいた町民の皆様等からのご意見（検討委員会で出された主なものは次ページ以降参照）を参考に、2つの再配置案を作成しました。（49～55ページ参照）

これら2つの再配置案については、「将来の寒川の子どもたちにとって、めざすべき望ましい教育環境づくりを行う」という基本的な考え方のもと、学校規模や通学条件、学校と地域との連携、施設の機能、整備経費の検討、新しい学校のかたち、といった観点と、公共施設再編での究極のテーマである、「財政的に持続可能なまち」の担保といった観点も踏まえながら、最適と考えられる2案にまで絞り込みをかけたものになりますが、それぞれにメリット、デメリットがあり、どの点を重視するかによって選択すべき再配置案が変わってくるものと考えられます。

これに加え、従来からの少子化傾向のほか、コロナ禍における婚姻数の減少等の影響により、さらなる出生数の減少が見込まれることから、今後の人口の推移やそれに伴う税収の見込みについて、慎重に見極めながら判断していく必要があります。

こうしたことから、今後2024年に予定されている公共施設再編計画の見直しの際に、本町の人口推計や財政推計の変動の有無を確認したうえで、最終的に選択すべき町立小・中学校の再配置案を判断していく必要があると考えます。

なお、今回の再配置案で示す学校名は、所在地の現在の学校名を使用しており、

今後実施される学校再編後の学校名は、改めて検討したうえで決定されていく予定です。

## 2 再配置案検討に係る意見

町立小・中学校の適正規模・適正配置の検討については、「将来の寒川の子どもたちにとって、めざすべき望ましい教育環境づくりを行う」という基本的な考え方は共有されているものの、保護者や一般町民、教職員など、それぞれの立場等によって重視する観点も異なることから、選択するべき再配置案について様々な意見等が出てきているというのが実状です。

こうした中、令和3年10月に、保護者、一般町民、教職員を対象に実施した「寒川町立学校のめざすべき望ましい教育環境に関するアンケート」調査において、小・中学校の適正規模・適正配置を検討するべき際に優先して配慮すべき事項に関する質問に対し、「通学距離」、「通学路の安全性」、「学校設備の充実」がどの属性においても上位3つまでの事項として選択される結果となりました。

当該3項目に関し、検討委員会において再配置案を検討する際に出された主な意見（確認された事項）は次のとおりです。

### (1) 通学距離について

- 町が策定した基本方針における通学距離については、国基準（小学校おおむね4km、中学校おおむね6km）よりも短いが、小学校低学年の子どもだと1時間近くかかる子どももいる。実際に歩いて安全性等を含めた検証が必要となると考える。単純に距離だけの話ではない。各学校からも情報提供をもらいながら進めるべきである。
- 教科書等の重量がかなり重くなっている、今後はデジタル教科書等の導入がされば改善される見込みがあると思われるが、寒川町での置き換の状況はどうか。
- 各項目ごとの検討も必要だが、項目の横断的な視野も必要。例えば、小学生でも歩ける距離というのは福祉的に見れば高齢者でも歩ける距離ということになるので、通学距離や地域のアクセスは関連している。
- 小学生と言っても、1、2年生と5、6年生では体格も違う。小学校低学年の子が2.2km、44分を歩くというのは無理だと思う。
- 通学距離が伸びれば伸びるほど危険性は増すし、小学校一年生が歩く距離として果たして適切なのかという意見は地域住民の声としては上がってくるのではないか。諸外国のように、スクールバスの検討もすべきではないか。
- 通学距離に関して言えば、特別支援級の児童・生徒のことも考えるべきであり、例えば早退する時などは、必ずしも保護者が迎えに来られるとは限ら

ず、迎えがない場合には徒歩で帰ることになるので、そうしたことも考える必要がある。

- スクールバスの運行によって全てがうまくいくということでもない。実際にスクールバスを運行している自治体では、肥満が大きな課題になっている場合、昼休みにグランド何週走るとか、スクールバスを学校の少し手前で停めて一定の距離は歩くといったような対策を行っている。
- 通学距離が長くなることについて危険が伴うとの意見があったと思う。学校再編することで、それまではなかった幹線道路を横断する必要がとなる児童・生徒が生じることになるが。片道2kmであれば問題ないという考え方か。
- 学校再編による学校数の減少で、距離が伸びることは前提として話すことが大事である。その上で、距離を抑えられるか、安全性を確保できるかということが大事になってくると思う。
- 保護者の視点で課題は小学校低学年の通学の件。委員会や懇談会でも意見が出ていた。そのことから考えると、小学校では、南部地域のほぼ中央である南小とし、通学距離の差ができるだけなくす方がよいと考える。
- 委員意見にもあったが、小学校低学年においては荷物を持っての2kmは遠いと思うので、スクールバスが難しいのであれば、コミュニティ・バスの増便やルートの変更などでなんとか対応できないかなと思います。スクールバスだと体力面等で課題があるということでしたので、地区ごとにバス停を指定して運用することも一案と考えられます。
- 中学校については、3kmですが、体力的にも安全意識的にも高まってきていると思われる所以距離については許容できると考え、またこれからの教育ニーズや複合化を考慮し敷地が広い寒中がよいと考える。
- 登下校時の安全面を考えると、通学距離は短いほうがよい。
- 学校の特色を生かすための学校選択制を導入した場合、通学距離（小学校概ね2km、中学校概ね3km）の枠の中に入らない場合も出てくると思うが、その点についてはどう考えているか。

## (2) 通学路の安全性について

- 危険箇所については、PTA や学校、子どもたちが危険と感じている箇所がきちんとピックアップされていればよいと思う。
- 通学路は親目線でも重要である。もともと農地で通学路としていなかったところが通学路となる所もあり、状況は色々と変わるので、安全性は常に確認していく必要がある。また、危険箇所として対策を要望した所も、いつまでに対応するかなどの回答があつたほうがよい。
- 地域懇談会の記録を見て、住民の方は通学に关心が高いことがわかる。通

学の安全のため子どもたちの意見も聞いて対策していけたらよい。

### (3)学校施設・設備の充実について

- 昔は小学校でも中学校でも児童生徒が40人くらいで一杯だったので、そういう面は解消し、教室にゆとりのある形でやってほしい。
- 少人数教育や地域との連携を考えると、統合校については教室+地域連携スペースなど、現状より多くのスペースが必要となる。
- 児童・生徒数のみだけで算定すると、不足する可能性があるため、余剰の教室をどのように計算していくのかが重要である。多目的室等他の教育活動を踏まえた確認が必要。
- 子どもの数だけからの試算では施設が不足する。現状の多目的室等の利用状況や少人数教育を推進する上でも、今後必要となる活動について想定した算定が必要となる。
- 各項目ごとの検討も必要だが、項目の横断的な視野も必要。例えば、ICT関連で言えば、校内にWi-Fiを整備することは、災害時に学校が避難所となった際にも活用が見込める。
- 学校再編の検討については、他の公共施設との複合化のほか、地域の防災拠点や地域集会所の方向性とも関連することから、個別ではなく一緒に検討すべきである。
- 中学校については、3kmですが、体力的にも安全意識的にも高まっていきると思われる所以距離については許容できると考え、またこれからの中学校ニーズや複合化を考慮し敷地が広い寒中がよいと考える。
- 学校施設の充実や通学路の安全対策については、多大な費用が掛かるところから、優先度や他事業とのバランスを考慮しながら進めていく必要がある。
- 校舎も傷んできているところがあるので、教育環境整備のための修繕の実施が必要で、そのための教育予算の確保が非常に重要である。

## 3 再配置 4 案の検討

### (1)各パターンに共通する事項

#### ① 学校規模

全パターンにおいて適正な規模を維持することができる。

#### ② 既存校舎の機能

各校の既存校舎では、普通教室を確保したうえで、新しい学校の実現や複合化を図ることが難しいことが明らかであることから、既存校舎の全てについてできる限り早い時期での建て替えを基本とすることが望ましい。

### ③ 再配置校の児童生徒の受入可能性

再配置により既存の2校の合体校となる学校については、校舎の築年数が浅い場合でも、建替えを行わなければ児童生徒の受け入れが困難である。

#### (2) パターンごとの事項

	再配置校	メリット	デメリット
A 案	寒川小学校 一之宮小学校 旭小学校 小谷小学校 寒川中学校 旭が丘中学校	・寒川東中学校、南小学校開校前の状況に戻るため、当時を知る世代にとってはなじみのある配置となる。 ・南西部に配置される2校の校地面積が相対的に広い。	・南東部の自治会からのアクセスが遠くなる。 ・未配置校2校の場所が市街化調整区域内であるため、売却や利活用の幅が狭く、財源確保が困難である。
B 案	寒川小学校 旭小学校 小谷小学校 南小学校 寒川中学校 旭が丘中学校	・小学校低学年の通学距離に配慮した立地である。 ・寒川高校との連携が見込める。(D案もこの点は同様) ・未配置校の敷地の売却による児童生徒数の増に対応できる余地がある。	・未配置校2校のうち1校が市街化調整区域内であるため、財源確保効果が半減する。 (C案もこの点は同様)
C 案	寒川小学校 一之宮小学校 旭小学校 小谷小学校 旭が丘中学校 寒川東中学校	・南東部及び南西部に学校が配置されるためバランスがよい。(B案もこの点は同様) ・未配置校の敷地の売却による児童生徒数の増に対応できる余地がある。	・小学校低学年の通学距離を鑑みると、相対的に評価が落ちる。(A案もこの点は同様)
D 案	寒川小学校 旭小学校 小谷小学校 南小学校 旭が丘中学校 寒川東中学校	・小学校低学年の通学距離に配慮した立地である。 ・未配置校2校の場所が市街化区域内であるため、売却や利活用の幅が広く、財源確保に資する。 ・財源確保効果が最も大きいため、新たな教育ニーズや魅力ある学校施設等の維持管理、他の行政サービス水準維持への貢献度が大きい。	・南西部の自治会からのアクセスが遠くなる。 ・南西部から広域避難場所がなくなるため、当該施設等の検討が必要となる。 ・未配置校の敷地の売却により、児童生徒数が想定以上に増加する可能性がある。

#### 4 最終配置候補2案について

##### (1) 最終配置候補案の選定

これまで確認した5つの項目（37ページから42ページ参照）の、「学校規模」、「通学条件」、「学校と地域の連携」、「施設の機能」、「整備経費」において、B案は、確認項目のうち「通学条件」、「学校と地域の連携」、「施設の機能」により優れていること、またD案は、「通学条件」、「施設の機能」、「整備経費」により優れていることから、2つの再配置案を現段階での最終配置候補案とします。

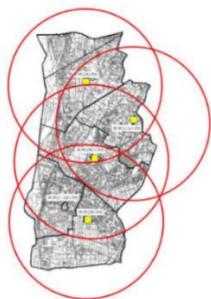
なお、上記のとおり、最終配置候補案の2つ（B案・D案）についても、メリットだけでなくデメリットもあることから、当該デメリットへの対応が不可欠となります。

(2) B案の概要:「IV 再配置案の検討経過(3)」より

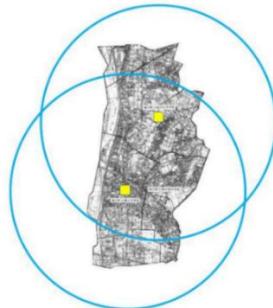
ア 再配置校



小学校配置図(各校2キロ円)



中学校配置図(各校3キロ円)



イ 想定される児童・生徒数(2060年度推計)

	児童生徒数	学級数	特別支援学級数
寒川小学校	321人	12学級	2学級
旭小学校	636人	22学級	4学級
小谷小学校	378人	12学級	3学級
南小学校	647人	24学級	4学級
寒川中学校	487人	15学級	4学級
旭が丘中学校	509人	6学級	5学級

ウ 概要

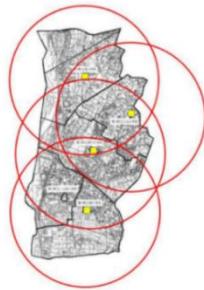
- B案は、北部及び中部地域の小・中学校を残し、南部地域の一之宮小学校と南小学校を再編し、現在の南小学校へ配置、寒川中学校と寒川東中学校を再編し、現在の寒川中学校へ配置する案です。
- 南部に配置する小学校は、小学校低学年の通学にかかる負担を考慮し、南部地域の中心に近い場所に位置する南小学校に配置します。
- 北部地域と南部地域で分離型の小中一貫型小学校・中学校導入を目指します。
- 未配置校となる2校のうち1校が市街化調整区域に所在するため、敷地の利用(敷地の売却)による、財源確保が半減します。
- 再編する南部地域の東西にバランスよく学校を配置できる案です。

(3) D 案の概要: 「IV 再配置案の検討経過(3)」より

ア 再配置校



小学校配置図(各校2キロ円)



中学校配置図(各校3キロ円)



イ 想定される児童・生徒数(2060年度推計)

	児童生徒数	学級数	特別支援学級数
寒川小学校	321人	12学級	2学級
旭小学校	636人	22学級	4学級
小谷小学校	378人	12学級	3学級
南小学校	647人	24学級	4学級
旭が丘中学校	509人	15学級	5学級
寒川東中学校	487人	15学級	4学級

ウ 概要

- D 案は、北部及び中部地域の小・中学校を残し、南部地域の一之宮小学校と南小学校を再編し、現在の南小学校へ配置、寒川中学校と寒川東中学校を再編し、現在の寒川東中学校へ配置する案です。
- 南部に配置する小学校は、小学校低学年の通学にかかる負担を考慮し、南部地域の中心に近い場所に位置する南小学校に配置します。
- 北部地域と南部地域で分離型の小中一貫型小学校・中学校導入を目指します。
- 未配置校が市街化区域の 2 校となるため、当該 2 校の敷地を利用(敷地の売却)することで、新しい学校を実現するための財源を確保することができます。
- 再編する南部地域の東部に 2 校(小・中 1 校ずつ)が配置され、東西間のバランスを欠くことから、何らかの対策が必要な配置案です。









## VI 今後の検討及び配慮事項

### | 新しい学校のかたちの具体的な検討

#### (1) 小中一貫教育

本町では、学習上のつまずきなどによる自己肯定感の低下や、新しい環境での学習や生活に不適応を起こす、「中1ギャップ」と言われる中学校入学後に不登校となる児童・生徒の増加傾向を改善するための一助として、これまでの小中連携教育を一步進め、小・中学校が「めざす子ども像」を共有し、9年間を見通したカリキュラムにより児童・生徒を育てていくことで自己肯定感の低下や「中1ギャップ」の解消を図る、小中一貫教育を導入することとしています。

また、小中一貫教育には、施設(校舎)形態として、施設一致型、施設隣接型、施設分離型の3形態がありますが、本町では、財政上の理由から新たな学校用地の購入は困難であるため、施設分離型での小中一貫教育を展開することとしています。

導入にあたっては、先行して小中一貫教育の導入を図っている自治体での課題等も踏まえるとともに、義務教育9年間の学校教育目標の設定や、9年間の系統性を確保した教育課程を編成するため、教育委員会と小・中学校が一体となって準備を進めていく必要があります。

小中一貫教育の導入については、概ね10年を準備期間とし、準備段階をいくつかのパートに分けながら、緩やかな小中一貫教育(施設分離型の小中一貫教育)の実現を図ります。(詳細は資料編「小中一貫教育導入に向けての具体的な検討内容」参照)

#### (2) コミュニティ・スクール(学校運営協議会)

コミュニティ・スクールを置く学校は2023年度を目途に町内の全小中学校への導入を行う予定ですが、活動を充実するため、次の取り組みについて、重点的に検討を進める必要があります。

検討にあたっては、教育委員会を中心に、学校や地域、保護者が参画した検討の場を設けて協議を進めてまいります。

- ① 学校・家庭・地域が9年間でめざす児童・生徒の姿を共有し、協働して成長を支えることを目的とした小中一貫教育の導入の趣旨を考慮した、コミュニティ・スクールの運営の検討
- ② 小中一貫教育を踏まえた、コミュニティ・スクールの実施形態については、単独実施型(これまで通り各校で行う方法)また、連携実施型(北と南に

分かれたブロック毎の 3 校の小・中学校が一体となりコミュニティ・スクール運営を行う方法) が考えられるため、地域の実情に合わせた実施形態の検討

③ ②の検討に合わせ、自治会と学校の関係性を考慮した学区の見直し

### (3) 少人数教育

中学校における 35 人以下学級については、現段階においては国や県から今後の方針については示されていません。しかしながら、今後、中学校においても「35人学級」を導入する可能性があり、また、学級数の増により教室や教職員の確保が必要となることから、そのような場合にも柔軟に対応できるよう検討を進めてまいります。

## 2 再編整備推進に係る検討及び配慮

### (1) 通学時の安全

通学方法が変わることや通学時間が長くなることは、子どもたちにとって大きな不安・負担につながります。安全・安心に通学できるように次のような取り組みを行います。

#### ① 通学手段

通学手段は原則徒歩通学としますが、再配置後の実際の通学路を使用した通学時間や距離を考慮し、徒歩以外の通学手段の導入等について今後検討を進めてまいります。

#### ② 通学時の安全確保

学校の再配置を進めるうえで、通学の安全対策は最も重要であることから、安全な通学路を設定するだけではなく、通学路の安全点検による安全対策、地域との連携による見守り活動の実施、子どもたちへの安全教育などを総合的に実施し、「安全な通学環境」の実現に継続的に取り組みます。

また、安全な通学環境を実現するために必要な取り組みについては、学校、地域、保護者も参画したうえで、地域の実情も踏まえながら進めてまいります。

### (2) 児童生徒への配慮事項

学校再編にあたって、通学校や通学路、友人関係や教職員、部活動など、児童・生徒の環境が大きく変化することから、子どもたちの不安を理解し、取り除いていくことが必要です。新たな学校生活に早期になじめるよう、定期的なアン

ケート実施等による心境変化の把握と対応、スクールカウンセラーや教育相談員による相談体制の充実を図ります。

また、児童・生徒や保護者に寄り添いながら、学校再編による不安の軽減に努め、新たな学校生活に円滑に移行できるよう、再配置準備期間中に学校間の交流等や、再配置後の学校に元の学校の教職員を積極的に配置します。

特別支援教育にあっては、個々の特性に寄り添った対応が図れるよう環境を整備します。

### (3) 地域への配慮事項

学校は、児童・生徒への教育的機能のほか、児童・生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能、社会性・人間性を育む社会的機能を確保することが第一です。

一方、学校は、地域活動の拠点としての機能も担っていることから、学校が児童・生徒のために持つべき教育的、福祉的、社会的機能を備えたりうえで、地域の意向やバランス、ニーズに配慮しながら、まずは町（行政）が必要とする機能を確保し、その次に公共的な団体等による事業実施で必要な機能を確保していくことをめざし検討してまいります。

また、学校施設は地域防災の拠点施設にもなっていることから、地域と協議・調整を図りながら、災害に対する防災機能強化を図ってまいります。

### (4) 伝統の継承

学校再編前の学校の伝統や地域の愛着をどのように継承していくかが大きな課題となるため、再配置にあたって、新しい学校の具体的な検討の中で併せて検討していきます。

### (5) 跡地利用の検討

学校の再配置により未配置となる学校敷地については、公共施設再編計画上、売却が基本との考え方が出されています。

しかしながら、公共施設再編サイクルの中で利活用の可能性が出た場合には、町全体としての検討の場を設け、地域の声も取り入れながら検討を進めてまいります。

また、その際には、今後大規模な用地を確保することは困難であることから、大規模な用地確保を必要とする行政需要が今後見込まれるか否かも含め、当該学校跡地の利用可能性について十分に協議していく必要があると考えます。

### (6) 教育に特化した基金の設立

今回の学校再編の結果、学校敷地の売却により財源を確保した際には、「寒川町のめざす教育」や「めざす子ども像（さむかわっ子）」の実現のため、教育目的に特化した基金を設立し、新しい学び舎の建設や維持管理のほか、その時代にふさわしい教育活動を展開するための貴重な財源として活用していくべきであると考えます。

### 3 新しい学び舎の具体的検討

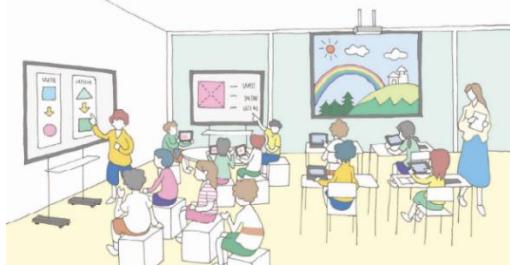
新しい時代に求められる学校施設は、高速大容量の通信ネットワーク等のICT環境や多様な教育的ニーズのある児童生徒等への対応としてのインクルーシブ教育が行いやすい教室、公民館や学童保育の複合化などの工夫を行うことが考えられます。

また、学校は地域拠点としての役割もあることから、地域の公共施設等の中から、必要な施設（機能）を精査したうえで、地域活動の場や多世代型の交流スペースとして機能を集約し、地域に開かれ、ともに創造的な活動を生み出していけるような施設整備が望れます。

こうした点を踏まえながら、児童生徒の生活の場でもある校舎の安全を第一に考えたうえで、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けて、今後の新しい時代の学び舎としていくことをめざして、更新（建替え）等における考え方を次のとおり整理します。

#### (1) 新しい時代の学び舎のイメージ（文部科学省設置の有識者会議「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告より抜粋）

##### ① 柔軟で創造的な学習空間の実現



1人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備



ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用

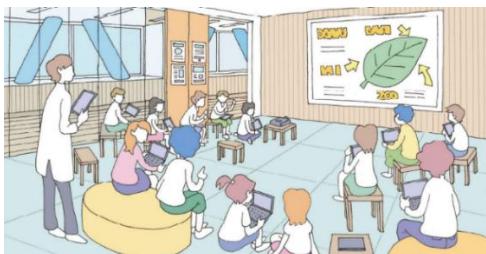


学校図書館とコンピューター教室と組み合わせて図書・学習・情報のセンターとなる「ラーニング・コモンズ」としていく姿



映像編集やオンライン会議のためのスタジオ、情報交換や休息ができるラウンジなど、円滑に業務を行える執務空間としていく姿

## ② 健やかな学習・生活空間の実現



木材を活用し温かみのあるリビングのような空間の中で、壁面の工夫やベンチ等を配置し、豊かな学び・生活の場としていく姿

## ③ 地域や社会の連携・共同の実現



地域コミュニティの拠点として、地域や社会の人たちと連携・共同し、ともに創造的な活動が展開できる共創空間としていく姿

**学校施設の新築に向けた、ハード面及びソフト面での具体的な学校施設の検討にあたっては、児童・生徒や保護者、教職員等へのアンケート等や学校運営協議会などを活用し、利用者目線で真に必要とされる施設の整備に努めます。**

### (2) 学校再編の標準的なスケジュール

下記の表は、他市町村の例を参考に標準的なスケジュールとしてお示しするものです。

8ページにあるとおり、公共施設再編計画や、総合計画等と調整を図りながら、柔軟に進めてまいります。

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
(仮称)新校設立(新校舎建設)準備委員会					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(基本事項の合意)→統合の対象校、新校(新校舎)の位置、開校(閉校)時期などの合意</li> <li>・(新校(新校舎)に係る協議)           <ul style="list-style-type: none"> <li>→校名、校歌、校章、制服、通学路、学校行事、部活動、新しい学び舎のコンセプト、新しい学び舎に必要な機能、新しい学び舎の外観、児童・生徒の事前交流の方法、PTA活動、学校運営協議会(新校設立の場合に想定される内容)など</li> </ul> </li> </ul>					・新校(新校舎)への通学開始
校舎整備					
(調査・設計)		(建替え工事)			

## 資料編

- 資料 1 寒川町立小・中学校適正化等基本方針
- 資料 2 公共施設再編にあたっての財政上の課題
- 資料 3 小中一貫教育導入に向けての具体的検討内容
- 資料 4 児童・生徒数シミュレーション
- 資料 5 小・中学校配置距離図 A～D
- 資料 6 通学距離・時間(学校ごと)・通学距離・時間(一覧)
- 資料 7 通学に係る要所
- 資料 8 各区域重ね図(自治会×小・中学校)・(字・丁目×小・中学校)・(小学校×中学校)
- 資料 9 寒川町防災マップ
- 資料10 施設基準確認表
- 資料11 教室等配置状況
- 資料12 複合利用事例
- 資料13 再編スケジュールと費用の試算(長寿命化実施した場合)
- 資料14 再編スケジュールと費用の試算(一部長寿命化実施した場合)
- 資料15 再編スケジュールと費用の試算(建替を基本とした場合)
- 資料16 公民連携事例
- 資料17 校地土地要件表
- 資料18 小・中一貫教育導入に係る課題整理表
- 資料19 コミュニティ・スクール推進に係る課題整理表
- 資料20 少人数教育に係る課題整理表
- 資料21 項目別補足説明一覧



## 寒川町立小・中学校適正等検討委員会 委員名簿

(選出区分順、敬称略)

	氏名	選任区分	備考
1	山崎 俊裕	学識経験者	東海大学工学部建築学科教授 ◎委員長
2	屋敷 和佳	学識経験者	東京都市大学建築都市デザイン学部客員教授 (国立教育政策研究所名誉所員) ○副委員長
3	伊藤 満夫	学校に在籍する児童又は生徒の保護者代表	寒川中学校PTA会長 ※在任期間:2022年4月~
(3)	沼井 さおり	学校に在籍する児童又は生徒の保護者代表	寒川中学校PTA副会長(当時) ※在任期間:2021年11月~2022年3月
4	門脇 崇	学校に在籍する児童又は生徒の保護者代表	旭小学校PTA会長
5	椎谷 智晃	学校に在籍する児童又は生徒の保護者代表	寒川東中学校PTA会長(2021年度)
6	齋藤 正信	自治会長連絡協議会代表	一之宮西自治会長
7	露木 武光	自治会長連絡協議会代表	大蔵自治会長
8	米山 明夫	自治会長連絡協議会代表	小動自治会長 ※在任期間:2022年4月~
(8)	高橋 恵一	自治会長連絡協議会代表	宮山自治会長(当時) ※在任期間:2021年11月~2022年3月
9	河村 卓丸	寒川町立小学校長会代表	寒川南小学校校長
10	臼井 浩美	寒川町立中学校長会代表	寒川東中学校校長
11	宮良 武和	寒川町立小・中学校教職員代表	旭小学校総括教諭 ※在任期間:2022年4月~
(11)	鈴木 正	寒川町立小・中学校教職員代表	寒川小学校総括教諭(当時) ※在任期間:2021年11月~2022年3月
12	高橋 一之	公募の町民	
13	平戸 芹香	公募の町民	
14	深澤 文武	企画部長	
15	野崎 誠	総務部長	
16	戸村 孝	町民部長	
17	伊藤 研	学び育成部長	
18	田村 丈晴	教育長が必要と認めるもの	神奈川県立寒川高等学校校長

※()は旧委員

## 寒川町立小・中学校適正化等検討委員会の審議経過

会議回	日程	議題等
第1回	2021年11月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長及び副委員長の選出</li> <li>・検討委員会について</li> <li>・検討の背景について</li> <li>・今後の検討の進め方について</li> </ul>
第2回	2021年11月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寒川町立学校のめざすべき望ましい教育環境に関するアンケート結果について</li> <li>・学校の適正規模・適正配置等に関する考え方について</li> <li>・基本方針骨子(案)について</li> <li>・町立学校の視察について</li> </ul>
第3回	2022年1月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寒川町立学校のめざすべき望ましい教育環境に関するアンケート(追加分)自由記述及びまとめについて</li> <li>・基本方針(個別内容検討)について</li> <li>・町立学校の視察について</li> </ul>
第4回	2022年2月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寒川町立小・中学校適正化等基本方針(素案)について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
第5回	2022年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寒川町立小・中学校適正化等基本方針について</li> <li>・今後の検討スケジュールについて</li> </ul>
第6回	2022年6月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画骨子及び検討スケジュールについて</li> <li>・学校の新たな「かたち」づくりとしての3つの取組について</li> <li>・学校施設の現状について</li> <li>・検討方法について</li> </ul>
第7回	2022年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の新たな「かたち」づくりの取組み方針について</li> <li>・具体的な検討方法等について</li> </ul>
第8回	2022年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の配置に関する検討について</li> <li>・事例紹介について</li> </ul>
第9回	2022年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校の配置に関する検討について</li> </ul>
第10回	2022年10月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校の配置について</li> <li>・配慮事項等について</li> </ul>
第11回	2022年11月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討の取りまとめについて</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> <li>・小・中学校の配置に関する検討について</li> </ul>
第12回	2022年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域懇談会概要報告について</li> <li>・小・中学校の配置検討について</li> <li>・寒川町立小・中学校適正化等に報告書(素案)について</li> </ul>
第13回	2023年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校の配置について</li> <li>・報告書(素案)について</li> </ul>
第14回	2023年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書(素案)について</li> </ul>
第15回	2023年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書(案)について</li> </ul>